

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成24年12月
(第2回訂正分)

シュッピン株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年12月11日に関東財務局長に提出し、平成24年12月12日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成24年11月14日付をもって提出した有価証券届出書及び平成24年11月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集750,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し342,500株（引受人の買取引受による売出し200,000株・オーバーアロットメントによる売出し142,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成24年12月10日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成24年12月10日に決定された引受価額(303.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格330円)で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「110,400,000」を「113,850,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「110,400,000」を「113,850,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
 5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「330」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「303.60」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「151.80」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき330」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（310円～330円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
 - ①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - ②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - ③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、330円と決定いたしました。
なお、引受価額は303.60円と決定いたしました。
 2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（330円）と会社法上の払込金額（263.50円）及び平成24年12月10日に決定された引受価額（303.60円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は151.80円（増加する資本準備金の額の総額113,850,000円）と決定いたしました。
 4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき303.60円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
(略)
- (注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成24年12月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき303.60円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき26.40円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成24年12月10日に元引受契約を締結いたしました。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「220,800,000」を「227,700,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「215,800,000」を「222,700,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、インターネットと店舗において、中古品の買取と販売及び新品の販売を行っており、今後、インターネットでの販売を拡充するために、当社が運営するEC（エレクトリックコマース）サイトのより一層の利便性向上を図る必要があります。従いまして、手取概算額222,700千円のうち、利便性向上を主目的としたECサイトリニューアルに平成25年3月期に70,000千円を充当する予定であります。加えて、顧客の消費行動等をより効率的、効果的に把握・管理するため、また、仕入及び販売システム（POS）と会計システムとを連携管理するための新POSシステム・基幹システムの導入に平成26年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

なお、残額分については、平成26年3月期の商品買入資金に充当する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注) 3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限43,263千円については、平成26年3月期の商品買入資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成24年12月10日に決定された引受価額(303.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格330円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「64,000,000」を「66,000,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「64,000,000」を「66,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. (注) 2.」を「330」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 2.」を「303.60」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2.」を「1株につき330」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3.」を「(注) 3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき26.40円）の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成24年12月10日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「45,600,000」を「47,025,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「45,600,000」を「47,025,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。
 5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。
- （注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「330」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき330」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成24年12月10日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である鈴木慶（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成24年11月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式142,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 142,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき263.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 <u>21,631,500円（1株につき金151.80円）</u> 増加する資本準備金の額 <u>21,631,500円（1株につき金151.80円）</u>
(4)	払込期日	平成25年1月18日（金）

（注） 割当価格は、平成24年12月10日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（303.60円）と同一であります。

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成24年11月
(第1回訂正分)

シュッピン株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年11月30日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成24年11月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集750,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成24年11月29日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し342,500株（引受人の買取引受による売出し200,000株・オーバーアロットメントによる売出し142,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、平成24年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式142,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

平成24年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成24年11月29日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（263.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「210,375,000」を「197,625,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「113,850,000」を「110,400,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「210,375,000」を「197,625,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「113,850,000」を「110,400,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（310円～330円）の平均価格（320円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は240,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「263.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、310円以上330円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年12月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
①中古カメラや時計等の独自の領域でインターネット取引を展開しており、着実な成長が期待できること。
②カメラ事業は増収を続けており、安定的な収益基盤を構築していること。
③マーケット拡大に伴い、競争が激化する可能性があること。
以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は310円から330円の範囲が妥当であると判断いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（263.50円）及び平成24年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（263.50円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社607,500、株式会社SBI証券57,000、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社47,500、みずほ証券株式会社19,000、極東証券株式会社9,500、岩井コスモ証券株式会社9,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日(平成24年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「227,700,000」を「220,800,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「222,700,000」を「215,800,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(310円~330円)の平均価格(320円)を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、インターネットと店舗において、中古品の買取と販売及び新品の販売を行っており、今後、インターネットでの販売を拡充するために、当社が運営するEC(エレクトリックコマース)サイトのより一層の利便性向上を図る必要があります。従いまして、手取概算額215,800千円のうち、利便性向上を主目的としたECサイトリニューアルに平成25年3月期に70,000千円を充当する予定であります。加えて、顧客の消費行動等をより効率的、効果的に把握・管理するため、また、仕入及び販売システム(POS)と会計システムとを連携管理するための新POSシステム・基幹システムの導入に平成26年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

なお、残額分については、平成26年3月期の商品買入資金に充当する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注) 3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限41,952千円については、平成26年3月期の商品買入資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「66,000,000」を「64,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「66,000,000」を「64,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（310円～330円）の平均価格（320円）で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「47,025,000」を「45,600,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「47,025,000」を「45,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（310円～330円）の平均価格（320円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である鈴木慶（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成24年11月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式142,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 142,500株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき263.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成25年1月18日（金）

（注） 割当価格は、平成24年12月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成24年11月

SYUPPIN

シュッピン株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式210,375千円（見込額）の募集及び株式66,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式47,025千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成24年11月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

シュッピン株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. >>> 事業の概況

当社は初心者から愛好家までの幅広い層を対象に、「インターネットを利用して価値ある中古品（注）1の安心・安全なお取引を行うこと」を目標に事業を展開しております。

インターネットを利用した中古品の売買としては、ネットオークションが活況で、現在その市場規模は約1兆円程度と推計されており、今後も拡大するものと予想されております（注）2。

一方で、コピー商品、不当表示や商品不具合等のトラブルになっている事例も多くあることから、市場としてより安全な取引環境の整備が課題となっております。

このような市場環境のなか、当社は安心・安全が求められる大切な商品を“まさに取り扱える会社”として、より良い取引環境の実現を目指しております。

（注）1 当社では、高級嗜好品、アンティーク等にとらわれず、顧客が愛着を持って大切に保有されてきた品物を「価値ある中古品」としております。

2 出典：野村総合研究所「IT市場ナビゲーター2011年版」

2. >>> 事業の内容

当社は、インターネットと店舗において、中古品の買取と販売及び新品の販売を行っております。インターネットと店舗の販売経路別の取扱割合は概ね1：1、中古品と新品の取扱割合は概ね1：1となります。

当社では、インターネットで安心・安全に取引を完結できる環境を構築しておりますが、実店舗で実際の商品の状態を確かめたいという顧客にも対応するため、基本的に1事業につき1店舗の運営をしております。

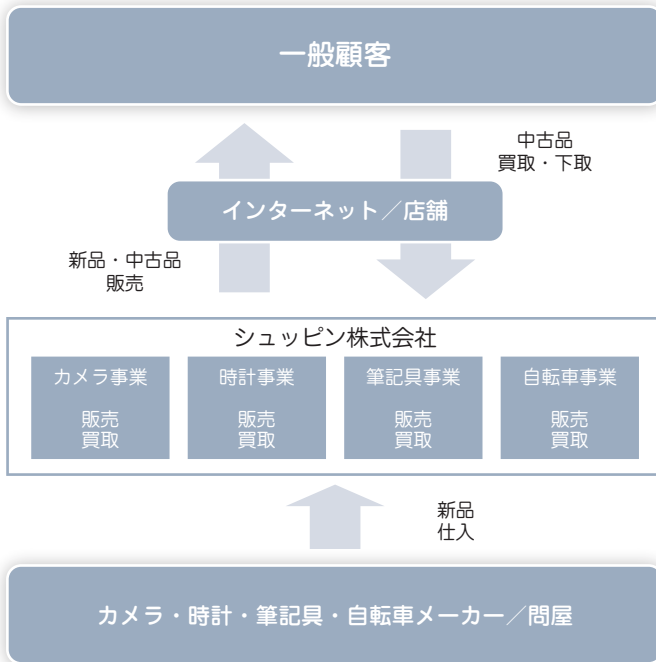
なお、当社の事業区分及び事業の概要は以下の通りであります。

（平成24年9月30日現在）

事業名	屋号（注）3	事業の概要
カメラ事業		国内や海外のデジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズなどのカメラ関連の中古品・新品を取り扱っております。 取扱社数：142社
時計事業		海外の機械式時計を中心に、中古品・新品を取り扱っております。 取扱社数：24社
筆記具事業		世界各国のブランド万年筆やボールペンなどの筆記具関連の中古品・新品を取り扱っております。 取扱社数：50社
自転車事業		ロードバイク、小径自転車、マウンテンバイクなどの自転車、関連パーツ・アクセサリーの中古品・新品を取り扱っております。 取扱社数：130社

（注）3 高品質なサービスを提供するために、事業ごとに異なった屋号で事業展開しております。

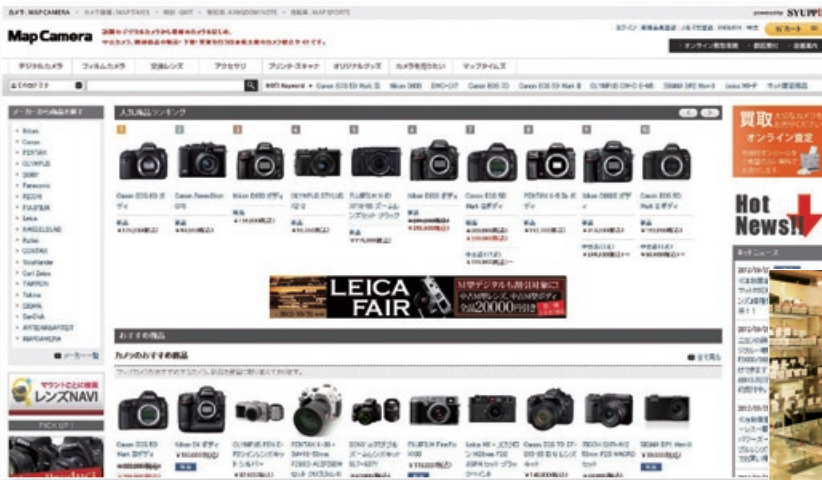
当社の事業系統図は以下の通りです。



- 商品調達
中古品はインターネットと店舗による一般顧客からの買取、新品はメーカーまたは問屋からの仕入を行っております。
- 販売
インターネットと店舗の両チャンネルで中古品・新品の販売を行っております。
- 中古品のみではなく、新品も取り扱うことで、顧客は中古品を下取に出したうえで、新品を購入することができます。

【当社の専門店サイト及び実店舗】

カメラ事業



Map Camera のインターネットサイト



Map Camera の店舗

時計事業



GMT のインターネットサイト

筆記具事業



KINGDOM NOTE のインターネットサイト

自転車事業



masuparts のインターネットサイト

3. >>> 事業の特徴

当社では、インターネットを活用した「価値ある中古品」取引の拡大、顧客の利便性向上を企図しており、以下の特徴を有しております。

(1) インターネットを通じた安心・安全な取引環境の実現

当社はインターネットを利用した販売・買取を行っており、インターネットのみで安心・安全に取引を完結できる環境を構築しております。

顧客が中古品をインターネット上で安心・安全に取引するためには、本物の商品（偽物ではない）であることの保証がされていることと正確な情報開示が不可欠となります。

当社では、事業毎の専門的な知識・経験をもったエキスパートにより、「価値ある中古品」を適正に鑑定したうえで買取を行い、本物の商品であることの保証をしております。なお、万が一、中古商品に不具合、機能不良等がある場合には、返品・交換を受け付けております。

また、正確な情報開示につきましては、インターネット上でも中古品の状態がはっきりとわかるランク付き情報提供や品質保証などを行っております。

❖専門性を追求した高品質なサービスの提供

当社の営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められます。それぞれの事業の取扱商品に対して“こだわり”を持って接し、専門性を追求することにより、商品知識豊富な人材が育成されており、当社ではそのような人材をエキスパートと呼んでおります。

当社ではエキスパート達が、「価値ある中古品」の買取から販売まで密接に携わり、高品質なサービスを提供しております。



【買取】

- ①顧客からのインターネットによる査定申し込み・宅配配送（通信買取）、または顧客による店舗への持ち込み（店舗買取）により品物をお預かりします。
- ②専門分野に精通した当社エキスパートによる検品を行い、豊富な経験と当社独自の買取査定データベースの活用を基本とし、適正な買取価格を顧客に提示確認することで、愛着を持って大切に保有されてきた品物を納得されご満足いただいたうえで、買取しております。
- ③買取った商品につきましては、当社保有のリペア・クリーニングに関するノウハウにより、メンテナンスしたうえで、インターネット及び店舗にて販売しております。

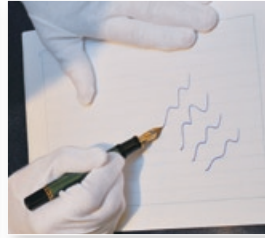
【各事業における検品風景】



カメラの検品



時計の検品



筆記具の検品



自転車の検品

【販売】

- インターネット上では、様々な商品説明を掲載しております。
掲載情報：商品の様々な画像（コンディションがはっきり分かる画像）
商品コンディションの独自評価、製品仕様（特徴、仕様）
- 店舗では、各商品のエキスパートによる商品説明やアドバイスの提供を行っております。

【商品コンディションに関する独自ランクーカメラ事業例】

新同品	ほとんど使用されていないきれいな中古品（クラシックカメラでは極上品）
美品	多少の使用があるものの、外観のきれいな中古品
良品	通常使用されている程度良好な中古品
並品	外観がきれいではないものの、使用上問題ないお買い得な中古品
難有品	一部不具合箇所や機能的制限がある訳有り中古品
ジャンク品	壊れていて使用できないものや、動作確認ができない中古品

(2) ロイヤルカスタマーの創出

当社にて繰り返し商品の売り買いをされている顧客を、当社ではロイヤルカスタマーと呼んでおります。

当社においては、商品の販売だけではなく、買取も行っているため、当社を通して、顧客は売り買い双方が可能な循環型のビジネスモデルを構築しております。

同時に、当社では場所や時間を選ばずに取引可能なインターネットサイトや豊富な品揃え、商品知識豊富なエキスパートを有しており、顧客に繰り返し売り買いを行っていただく環境を整備しております。

このような取引環境を通じて顧客満足度を高め、信頼を一つずつ積み重ねていくことが、新規ロイヤルカスタマーの創出に繋がっております。

4. >>> 今後の方針

当社では、インターネットを活用した、「価値ある中古品」取引の拡大、顧客の利便性向上を企図しております。

国内市場においてはインターネットで「もの」を売買することはすでに日常化しており、今後もEC市場は拡大していく見通しにあります。そのような中で、「価値ある中古品」のインターネットでの売買は、今後大きく成長する可能性のあるマーケットと考えております。従いまして、現状の事業を強化するとともに、新たな商材への展開も図って参ります。

また将来的には、インターネットを通じた海外顧客との取引も見据え、事業展開を図って参りたいと考えております。

5. >>> 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

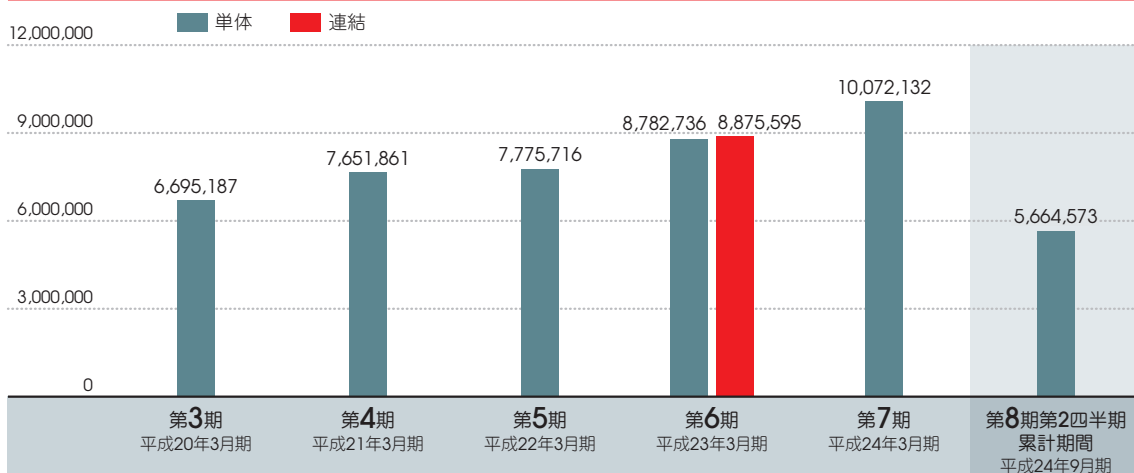
(単位：千円)

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第2四半期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年9月
(1)連結経営指標等						
売上高	—	—	—	8,875,595	—	—
経常利益	—	—	—	68,082	—	—
当期純利益	—	—	—	37,357	—	—
包括利益	—	—	—	37,357	—	—
純資産額	—	—	—	—	—	—
総資産額	—	—	—	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	7.47	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	—	—	—
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△236,183	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	13,330	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	177,032	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	240,852	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(2)提出会社の経営指標等						
売上高	6,695,187	7,651,861	7,775,716	8,782,736	10,072,132	5,664,573
経常利益	172,466	84,821	178,923	85,502	193,763	148,967
当期(四半期)純利益	92,431	30,816	5,053	37,357	75,228	98,078
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
発行済株式総数 (株)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	5,000,000
純資産額	820,362	826,178	831,231	843,589	893,818	966,897
総資産額	1,998,221	2,338,194	2,295,404	2,399,036	2,810,805	2,883,978
1株当たり純資産額 (円)	164.07	165.24	166.25	168.72	178.76	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5 (—)	— (—)	5 (—)	5 (—)	5 (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	18.49	6.16	1.01	7.47	15.05	19.62
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.1	35.3	36.2	35.2	31.8	33.5
自己資本利益率 (%)	11.8	3.7	0.6	4.5	8.7	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	27.0	—	494.7	66.9	33.2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	182,166	△197,171
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	△55,659	△81,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	13,626	144,381
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	—	380,985	246,440
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	118 〔17〕	131 〔12〕	129 〔9〕	146 〔10〕	157 〔14〕	— 〔—〕

- (注) 1. 第6期から連結財務諸表を作成しております。
 2. 平成23年1月をもって連結子会社であった株式会社マップスポーツが清算終了し、第6期末において連結子会社が存在しないため、第6期末の連結貸借対照表は作成しておりません。このため、連結経営指標等の一部については記載しておりません。
 3. 第7期については、連結子会社が存在しないため連結財務諸表を作成しておりません。そのため、連結経営指標等については記載しておりません。
 4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 8. 第3期については連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、当該期の提出会社の経営指標等におけるキャッシュ・フローに係る指標については記載しておりません。
 9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託を含む。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
 10. 当社では平成24年8月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、発行済株式総数は5,000,000株となっております。
 11. 第6期の連結財務諸表、第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽ASG有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期については、当該監査を受けておりません。
 なお、第8期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽ASG有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
 12. 第8期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第8期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第8期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
 13. 第7期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成24年8月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行いました。連結経営指標等については第6期の期首に、提出会社の経営指標等については第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり配当額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

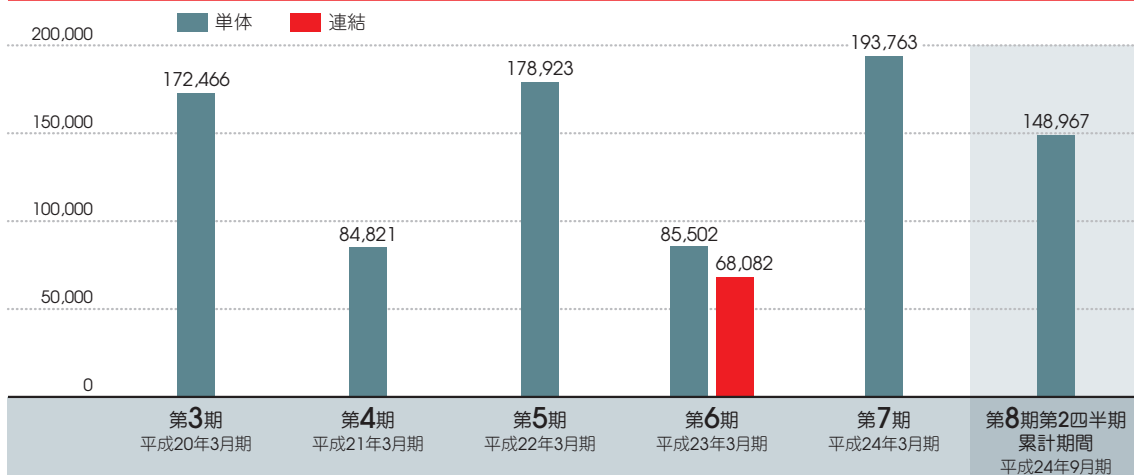
売上高

(単位：千円)



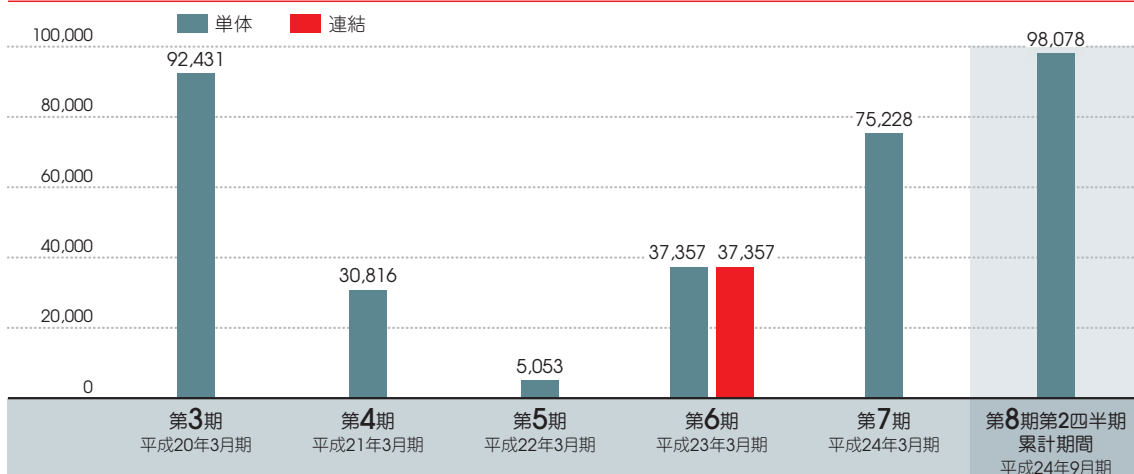
経常利益

(単位：千円)



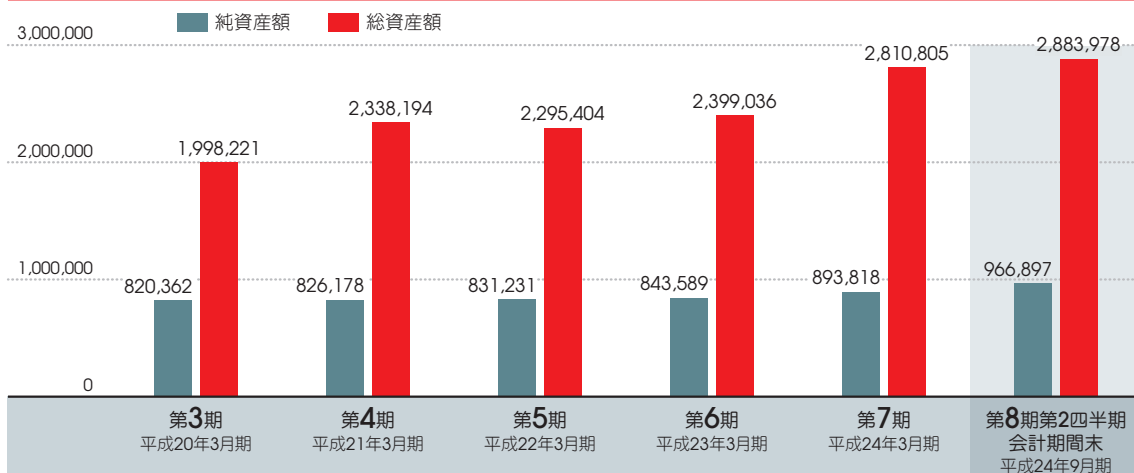
当期(四半期)純利益

(単位：千円)



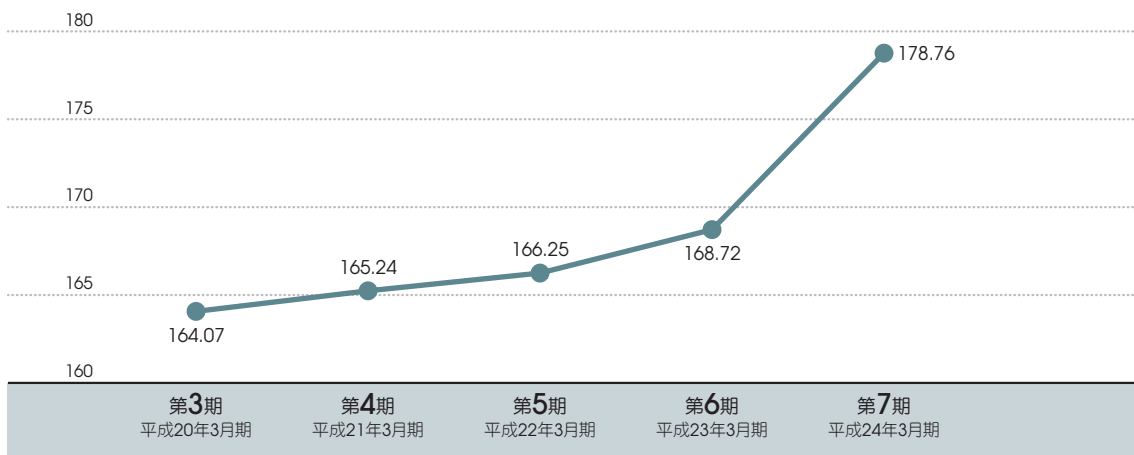
■ 純資産額／総資産額

(単位：千円)



■ 1株当たり純資産額

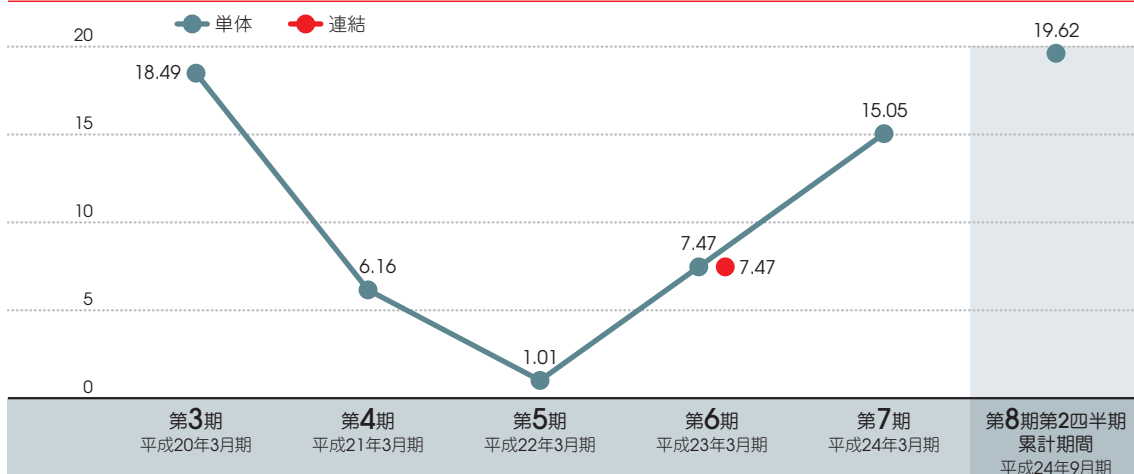
(単位：円)



(注) 当社は、平成24年8月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を記載しております。

■ 1株当たり当期(四半期)純利益金額

(単位：円)



(注) 当社は、平成24年8月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、連結は第6期の期首に、単体は第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	15
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	22
3. 対処すべき課題	24
4. 事業等のリスク	25
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	28
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	37
4. 株価の推移	37
5. 役員の状況	38
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	40

第5 経理の状況	45
1. 連結財務諸表等	46
(1) 連結財務諸表	46
(2) その他	60
2. 財務諸表等	61
(1) 財務諸表	61
(2) 主な資産及び負債の内容	88
(3) その他	89
第6 提出会社の株式事務の概要	90
第7 提出会社の参考情報	91
1. 提出会社の親会社等の情報	91
2. その他の参考情報	91
第四部 株式公開情報	92
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	92
第2 第三者割当等の概況	94
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	94
2. 取得者の概況	94
3. 取得者の株式等の移動状況	94
第3 株主の状況	95
[監査報告書]	98

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【会社名】	シュッピン株式会社
【英訳名】	Syuppin Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 慶
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【電話番号】	03-3342-0088
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 奥田 留美
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【電話番号】	03-3342-0088
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 奥田 留美
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 210,375,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 66,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 47,025,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	750,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成24年11月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成24年11月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成24年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式142,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成24年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成24年11月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	750,000	210,375,000	113,850,000
計（総発行株式）	750,000	210,375,000	113,850,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成24年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成24年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（330円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は247,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成24年12月12日(水) 至 平成24年12月17日(月)	未定 (注) 4.	平成24年12月19日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成24年11月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年12月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成24年11月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成24年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成24年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成24年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成24年12月20日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成24年12月3日から平成24年12月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目2番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成24年12月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	750,000	—

(注) 1. 平成24年11月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成24年12月10日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
227,700,000	5,000,000	222,700,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（330円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、インターネットと店舗において、中古品の買取と販売及び新品の販売を行っており、今後、インターネットでの販売を拡充するために、当社が運営するEC（エレクトリックコマース）サイトのより一層の利便性向上を図る必要があります。従いまして、手取概算額222,700千円のうち、利便性向上を主目的としたECサイトリニューアルに平成25年3月期に70,000千円を充当する予定であります。加えて、顧客の消費行動等をより効率的、効果的に把握・管理するため、また、仕入及び販売システム（POS）と会計システムとを連携管理するための新POSシステム・基幹システムの導入に平成26年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

なお、残額分については、平成26年3月期の商品買入資金に充当する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限43,263千円については、平成26年3月期の商品買入資金に充当する予定であります。
2. 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成24年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	200,000	66,000,000	東京都武蔵野市 前川 正美 100,000株 東京都渋谷区代々木二丁目5番5号 株式会社マップグループ 100,000株
計(総売出株式)	—	200,000	66,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（330円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成24年 12月12日(水) 至 平成24年 12月17日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成24年12月10日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	142,500	47,025,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 142,500株
計(総売出株式)	—	142,500	47,025,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成24年11月14日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式142,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（330円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成24年 12月12日(水) 至 平成24年 12月17日(月)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹会社が当社株主である鈴木慶（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成24年11月14日開催の取締役会において、主幹会社を割当先とする当社普通株式142,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 142,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成25年1月18日(金)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成24年11月29日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成24年12月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹会社は、平成24年12月20日から平成25年1月10日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である鈴木慶、売出人である前川正美及び株式会社マップグループ並びに当社株主である日本アジア投資株式会社、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合、安田企業投資3号投資事業有限責任組合、信金キャピタル2号投資事業有限責任組合、ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、りそなキャピタル2号投資事業組合、ジャイク・インキュベーション2号投資事業有限責任組合、畑尾和成、山科光男、小野尚彦、米田康宏及び奥田留美は、主幹会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成25年3月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹会社に対し、ロックアップ期間中は主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成24年11月14日開催の当社取締役会において決議された主幹会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	(千円)	—	—	—	8,875,595	—
経常利益	(千円)	—	—	—	68,082	—
当期純利益	(千円)	—	—	—	37,357	—
包括利益	(千円)	—	—	—	37,357	—
純資産額	(千円)	—	—	—	—	—
総資産額	(千円)	—	—	—	—	—
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	7.47	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	—	—	—
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	—	—	—	△236,183	—
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	—	—	—	13,330	—
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	—	—	—	177,032	—
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	—	—	—	240,852	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人 員〕	(名)	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕

(注) 1. 第6期から連結財務諸表を作成しております。

2. 平成23年1月をもって連結子会社であった株式会社マップスポーツが清算終了し、第6期末において連結子会社が存在しないため、第6期末の連結貸借対照表は作成しておりません。このため、連結経営指標等の一部については記載しておりません。

3. 第7期については、連結子会社が存在しないため連結財務諸表を作成しておりません。そのため、連結経営指標等については記載しておりません。

4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 第6期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽ASG有限責任監査法人の監査を受けております。

8. 第7期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成24年8月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	6,695,187	7,651,861	7,775,716	8,782,736	10,072,132
経常利益 (千円)	172,466	84,821	178,923	85,502	193,763
当期純利益 (千円)	92,431	30,816	5,053	37,357	75,228
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
発行済株式総数 (株)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
純資産額 (千円)	820,362	826,178	831,231	843,589	893,818
総資産額 (千円)	1,998,221	2,338,194	2,295,404	2,399,036	2,810,805
1株当たり純資産額 (円)	164.07	165.24	166.25	168.72	178.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5 (—)	— (—)	5 (—)	5 (—)	5 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	18.49	6.16	1.01	7.47	15.05
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.1	35.3	36.2	35.2	31.8
自己資本利益率 (%)	11.8	3.7	0.6	4.5	8.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	27.0	—	494.7	66.9	33.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	182,166
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△55,659
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	13,626
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	—	—	—	—	380,985
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	118 〔17〕	131 〔12〕	129 〔9〕	146 〔10〕	157 〔14〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第6期については連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、当該期の提出会社の経営指標等におけるキャッシュ・フローに係る指標については記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用人員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

7. 当社では平成24年8月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、発行済株式総数は5,000,000株となっております。

8. 第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽A S G 有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期については、当該監査を受けておりません。
9. 第7期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成24年8月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり配当額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

当社代表取締役社長鈴木慶は、平成6年8月に東京都新宿区にて専門店屋号「Map Camera」としてカメラ事業を開始しており、当社は設立後に当該事業を譲受けました。当社設立以降の変遷は、次のとおりであります。

年月	事項
平成17年8月	当社設立（資本金100,000千円）
平成17年12月	マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社よりカメラ事業EC（エレクトリックコマース：インターネット上の当社サイトにおけるネット取引・決済）部門の営業譲受
平成18年2月	マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社よりカメラ事業店舗営業部門の営業譲受
平成18年6月	専門店屋号「GMT」でGMT時計営業部として、時計販売の店舗買取・販売事業を開始
平成20年4月	専門店屋号「KINGDOM NOTE」でKINGDOM NOTE営業部として筆記具買取・販売事業を開始
平成20年11月	株式会社MGより株式会社マップスポーツの全株式を譲受け子会社化し、スポーツ自転車買取・販売事業を開始
平成22年9月	子会社の株式会社マップスポーツを解散し（平成23年1月清算終了）事業譲受し、マップスポーツ営業部（専門店屋号「map sports」）とする。

3【事業の内容】

当社は初心者から愛好家までの幅広い層を対象に、「インターネットを利用して価値ある中古品（注）1の安心・安全なお取引を行うこと」を目標に事業を展開しております。

インターネットを利用した中古品の売買としては、ネットオークションが活況で、現在その市場規模は約1兆円程度と推計されており、今後も拡大するものと予想されております（注）2。

一方で、コピー商品、不当表示や商品不具合等のトラブルになっている事例も多くあることから、市場としてより安全な取引環境の整備が課題となっております。

このような市場環境のなか、当社は安心・安全が求められる大切な商品を“まさに取り扱える会社”として、より良い取引環境の実現を目指しております。

（注）1. 当社では、高級嗜好品、アンティーク等にとらわれず、顧客が愛着を持って大切に保有されてきた品物を「価値ある中古品」としております。

2. 出典：野村総合研究所『IT市場ナビゲーター2011年版』

当社は、インターネットと店舗において、中古品の買取と販売及び新品の販売を行っております。インターネットと店舗の販売経路別の取扱割合は概ね1：1、中古品と新品の取扱割合は概ね1：1となります。なお、会員数としては、平成24年9月30日時点で271,453人（Web会員：ECサイト経由で入会された会員185,537人、カード会員：店舗経由で入会された会員85,916人）となっております。また、平成24年9月30日時点でのWeb会員の地域分布は、次のとおりであります。

<Web会員地域分布>

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
会員（人）	15,494	97,258	24,974	26,376	6,930	3,444	11,061	185,537
比率（%）	8.4	52.4	13.5	14.2	3.7	1.9	6.0	100.0

当社では、インターネットで安心・安全に取引を完結できる環境を構築しておりますが、実店舗で実際の商品の状態を確かめたいという顧客にも対応するため、基本的に1事業につき1店舗の運営をしております。

また、当社の営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められます。それぞれの事業の取扱商品に対して“こだわり”を持って接し、専門性を追求することにより、商品知識豊富な人材が育成されており、当社ではそのような人材をエキスパートと呼んでおります。

なお、当社が事業を行う上での屋号につきましては次のとおりであります。（注）3

事業名	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業
屋号	MapCamera	GMT	KINGDOM NOTE	mapsports

（注）3. 高品質なサービスを提供するために、事業ごとに異なった屋号で事業展開しております。

当社の事業における位置付け及びセグメントとの関係は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一区分であります。

[カメラ事業]

当事業は屋号を「Map Camera」とし、ライカやローライ、ハッセル、ツァイスなどカメラ愛好家に求められる機種、また国内や海外のデジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズなどの中古品・新品を取り扱うカメラ専門店（取扱社数：142社 平成24年9月30日現在）として、初心者から愛好家までの幅広い層の顧客のニーズに応えられるように事業展開を行っております。

商品調達につきましては、当社で扱う中古品は個人の顧客からの買取による仕入であり、新品はメーカーまたは問屋からの仕入を行っております。買取の手順としては、顧客からのインターネットによる査定申し込み・宅配配送（通信買取）、または顧客による店舗への持ち込み（店舗買取）によりお品物をお預かりします。その後、当社エキスパートによる検品を行い、エキスパートの経験と当社独自の買取査定データベースの活用を基本とし、適正な買取価格を顧客に提示確認後、買取を行います。

買取った商品につきましては、当社保有のリペア・クリーニングに関するノウハウにより、メンテナンスしたうえで、インターネット及び店舗にて販売しております。

販売につきましては、買取と同様にインターネットと店舗の両チャンネルで中古品と新品の販売を行っており、インターネット上では、商品の様々な画像、商品コンディションの独自評価、製品仕様といった様々な商品説明を掲載しております。店舗では、商品知識豊富なエキスパートによる商品説明やアドバイスの提供を行っております。インターネット、店舗ともに商品状態が分かる情報を提示することで、顧客の不安を取り除き、より安全且つ快適な取引環境の提供に努めております。

また、中古品、新品の両方を取り扱うことで、中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性を高めております。

[時計事業]

当事業は屋号を「GMT」とし、パテックフィリップ、ランゲ&ゾーネなどのフォーマルな時計から、ロレックス、ブライトリングなどのスポーツ時計までの中古品・新品を幅広く取り揃え、エキスパートによるサービスとともに機械式時計を中心とした時計専門店（取扱社数：24社 平成24年9月30日現在）として事業展開しております。

中古品の買取から、中古品・新品の販売までの流れはカメラ事業と同様で、時計事業においても中古品、新品の両方を取り扱うことで中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

[筆記具事業]

当事業は屋号を「KINGDOM NOTE」とし、世界各国のブランド万年筆やボールペンをはじめ筆記具関連の幅広い商品の中古品と新品ともに取り揃えた筆記具専門店（取扱社数：50社 平成24年9月30日現在）として事業展開しております。

中古品の買取から、中古品・新品の販売までの流れはカメラ事業と同様で、筆記具事業においても中古品、新品の両方を取り扱うことで中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

[自転車事業]

当事業は屋号を「map sports」とし、ロードバイク、小径自転車、マウンテンバイクなどの自転車、関連したパーツやアクセサリまでの幅広い商品の中古品・新品ともに取り揃えたロードバイク専門店（取扱社数：130社 平成24年9月30日現在）として事業展開しております。

商品調達につきましては、中古品は個人の顧客からの買取であり、インターネットによる通信買取及び店舗買取に加え東京近郊を対象とした出張買取を行っており、新品はメーカーまたは問屋からの仕入を行っております。

販売につきましては、インターネットと店舗の両チャンネルで中古品と新品の販売を行っており、中古品については受け入れ検査と商品化の際の十分なメンテナンスに努めるとともに商品状態が分かる情報を提示することで、顧客の不安を取り除き、より安全且つ快適な取引環境の提供に努めております。

また、中古品、新品の両方を取り扱うことで、中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

なお、当社では、インターネットを活用した「価値ある中古品」取引の拡大、顧客の利便性向上を企図しており、以下の特徴を有しております。

(1) インターネットを通じた安心・安全な取引環境の実現

当社はインターネットを利用した販売・買取を行っており、インターネットのみで安心・安全に取引を完結できる環境を構築しております。

顧客が中古品をインターネット上で安心・安全に取引するためには、本物の商品（偽物ではない）であることの保証がされていることと正確な情報開示が不可欠となります。

当社では、事業毎の専門的な知識・経験をもったエキスパートにより、「価値ある中古品」を適正に鑑定したうえで買取を行い、本物の商品であることの保証をしております。なお、万が一、中古商品に不具合、機能不良等がある場合には、返品・交換を受け付けております。

また、正確な情報開示につきましては、インターネット上でも中古品の状態がはっきりとわかるランク付き情報提供や品質保証などを行っております。

(2) ロイヤルカスタマーの創出

当社にて繰り返し商品の売り買いをされている顧客を、当社ではロイヤルカスタマーと呼んでおります。

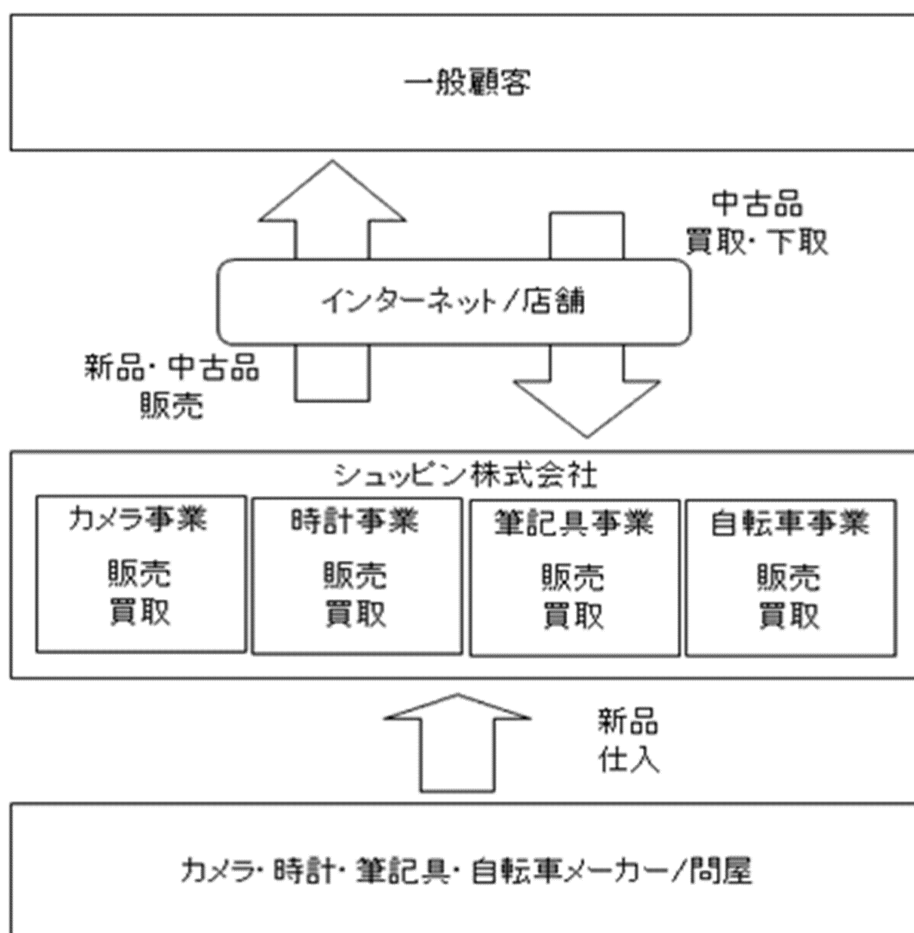
当社においては、商品の販売だけでなく、買取も行っているため、当社を通して、顧客は売り買い双方が可能な循環型のビジネスモデルを構築しております。

同時に、当社では場所や時間を選ばずに取引可能なインターネットサイトや豊富な品揃え、商品知識豊富なエキスパートを有しており、顧客に繰り返し売り買いを行っていただく環境を整備しております。

このような取引環境を通じて顧客満足度を高め、信頼を一つずつ積み重ねていくことが、新規ロイヤルカスタマーの創出に繋がっております。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年10月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
164 [14]	35.8	4.1	3,681,452

セグメントの名称	従業員数（名）
カメラ事業	108 [9]
時計事業	17 [1]
筆記具事業	9 [2]
自転車事業	9 [1]
全社（共通）	21 [1]
合計	164 [14]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託を含む。）は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による国内経済の停滞及び個人消費の落ち込みに回復傾向の兆しが見られてきましたが、円高株安の進行や欧州財政不安等の国内外の問題にさらされ、不透明な状況が続きました。

中古品市場におきましては、近年、市場全体が注目を浴びており、特にヴィンテージ品等の高額品や嗜好品につきましては、不透明な経済環境下にも関わらず、個人消費マインドはそれに左右されることなく、需要は上向きになっております。さらに、インターネットによる中古品売上の普及により、中古品市場は日々拡大しておりますが、一方で、業界各社間の買取・販売競争は激化の様相を呈しております。

このような経営環境のもと、当社はインターネットを通してお客様に「価値ある中古品」を安心・安全にお取引できるマーケットを創出することを目標に事業展開を推進して参りました。

販売におきましては、新品中古品の品揃え及びサービスの拡充と買取下取の促進により、売上高合計は10,072,132千円（前年同期比14.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費では、広告費、ポイントカード会員へのポイント付与等の販売費の抑制を行った一方で、営業体制補強のための人件費の増加、EC売上増加に伴う他社ECサイト利用手数料の増加、また今後の更なる事業拡大を加速させるため当事業年度末に開設した新ECサイトの構築に伴うシステム費の増加等により、1,752,137千円（同3.8%増）となりました。

利益面におきましては、営業利益211,794千円（同122.1%増）、経常利益は193,763千円（同126.6%増）となり、新ECサイト開設にともなう既存システムの固定資産除却損を含む特別損失49,706千円を計上することで、当期純利益は75,228千円（同101.4%増）となりました。

（注）前年同期比は、前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）と対比しております。

[カメラ事業]

当事業では、平成23年3月の震災に続き、7月から数ヶ月続いたタイの洪水被害により一部メーカーの商品供給が停滞し、新品販売に影響を及ぼしましたが、中古品買取価格の調整による買取量の調整を行うことで商材については常時適正な在庫量を確保してきました。販売においてはECサイトでの商品掲載数を常に一定水準を保ち、随時更新される最新の商品情報をタイムリーに発信することに注力いたしました。また、平成24年1月には今後の商品取扱量の増加への対応と、物流業務の効率化を図るために物流拠点の拡大を実施しました。

以上の結果、カメラ事業の売上高は7,205,991千円、セグメント利益は500,157千円となりました。

[時計事業]

当事業では、集客力向上の為の売れ筋商品の品揃えと季節毎のセールイベントの打ち出しを強化する一方で、内部では販売力向上の為に個々のスタッフがエキスパートとしての能力を身につけるべく人材の育成を行っております。あわせて、ECサイトでは品揃えの拡充を図りつつ、購入者側のインターネットでの取引に対する不安を出来る限り取り除き、安心してお買物をして頂けるようにきめ細かな商品説明及び商品画像の掲載を行ってまいりました。また、ECサイトにおける各種SEO対策（サーチエンジンオプティマイゼーション対策：インターネット検索エンジン上で当社サイトの広告が上位表示されるための対策）などの定期的なメンテナンス等が奏功しております。

以上の結果、時計事業の売上高は2,497,727千円、セグメント利益は47,135千円となりました。

[筆記具事業]

当事業では、ファッション誌や情報誌などの筆記具専門誌以外の新規広告媒体へ店舗紹介記事を掲載することで知名度の向上を図り、新規顧客の開拓を行っております。販売においては、メーカーとの商品企画・開発により、ペンケースなどアクセサリー類を中心としたオリジナル商品の展開を行っており、また、各種ブランド毎のキャンペーンや季節毎のセールイベントの打ち出しを強化、販売時のサービスメニューの拡充を図ってまいりました。

以上の結果、筆記具事業の売上高は199,717千円、セグメント利益は13,166千円となりました。

[自転車事業]

当事業は、当社子会社であった株式会社マップスポーツ（平成23年1月17日清算結了）より事業譲受し、平成22年9月から事業展開をしております。事業開始後は、スポーツサイクル車を中心とした中古自転車本体やパーツ類の買取、メーカーからの新品商品の仕入の強化を行ってまいりました。また販売については、人員体制の増強、人気車種を軸にした品揃えの見直し、ECサイト上での商品掲載数の増強、日替わり特価商品の掲載などによる各種販促施策での集客を実施することで、売上規模の拡大を図ってまいりました。

以上の結果、自転車事業の売上高は168,696千円となりましたが、営業コストを補うまでの売上規模には至らず、セグメント損失は33,076千円となりました。

(注) 前事業年度につきましては、連結財務諸表によりセグメント情報を作成しておりましたので、前年同期比較は行っておりません。

当第2四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災後の復興需要の高まりを背景に、景気悪化から回復しつつあるものの、欧州の債務危機や円高の長期化、世界経済の減退懸念、電力不足の懸念などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

他方、当社のおかれておりますネットビジネス市場につきましては、インターネットの普及、社会基盤の構築化が進み、インターネット経由で商品やサービスを購入するEC消費はあらゆる世代に浸透し、今後も市場は堅調に拡大するものと予測されております。

販売におきましては、平成24年3月期末に顧客の利便性の向上と各種機能の充実を図った新ECサイトをオープンいたしました。当第2四半期累計期間は本稼働の立ち上がりとして新品中古品の品揃えの拡充を行ったことで、客数及び客単価が増加し、売上高は5,664,573千円となりました。

販売費及び一般管理費では、営業体制補強のための人件費、売上増加に伴う各種利用手数料、販売・買取促進施策等による販売費の増加などにより917,818千円となりました。

利益面におきましては、営業利益159,135千円、経常利益は148,967千円となり、特別利益10,000千円を計上し、四半期純利益は98,078千円となりました。

尚、セグメント別の業績につきましては以下のとおりであります。

[カメラ事業]

製品の市場動向を注視しながら買取施策を強化し、買取から販売までの業務効率の改善により、ECサイトでの商品掲載数を増やすとともに、常に一定の掲載数を維持することで、新鮮で魅力あるサイトを運営してまいりました。また、インターネット広告への出稿、専門雑誌への掲載を効果的に実施することで新規顧客を当社ECサイトへ誘導したことや、買取販売における多様な集客販促策の考案と実施、人気新商品の発売に伴う下取・販売サイクルの好循環が奏功し、売上高は4,154,737千円、セグメント利益は309,818千円となりました。

[時計事業]

各種人気ブランドや売れ筋を中心に幅広い価格帯の商品を仕入れ、ECサイト上ではこれら商品をもれなく掲載し、適時更新してまいりました。一方で、取引及び商品に関する保証とサービス内容を強く打ち出すことで顧客が安心して取引できる取り組みを強化し、EC及び店舗ともに集客を図ることが出来ました。あわせて従業員の社内育成によるセールス力の向上により、売上高は1,300,920千円、セグメント利益は29,969千円となりました。

[筆記具事業]

アクセサリー類を中心としたオリジナル商品の展開、高額商品・複数商品の販売及び中古品買取施策を中心とした各種サービスの拡充、万年筆愛好家向けの雑誌広告への出稿による新規顧客の獲得の強化等を行いました。これら施策に加え、売上拡大にともない顧客の定着化もみられ、集客力も向上してきていることもあり、売上高は99,377千円となりましたが、営業コストを補うまでには至らず、セグメント損失は496千円となりました。

[自転車事業]

商品開拓により新規取扱ブランドを増やすことやECサイト上での車種、価格帯の幅広い品揃えの強化を行い、また、新規顧客の獲得のためにホイールなどの特化した商材については特に品揃えの充実を図り、専門店としての特徴を打ち出しました。買取については告知の強化による中古品の在庫の充実を図ることで、売上高は109,538千円となりましたが、営業コストを補うまでには至らず、セグメント損失は13,153千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は、380,985千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、182,166千円となりました。これは、主として税引前当期純利益144,056千円、売上債権の増加額151,361千円、たな卸資産の増加額153,020千円、仕入債務の増加額122,779千円、減価償却費55,177千円、固定資産除却損46,268千円、法人税等の還付38,723千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、55,659千円となりました。これは、主として無形固定資産の取得による支出14,018千円、差入敷金保証金の差入による支出39,716千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られたキャッシュ・フローは、13,626千円となりました。これは、短期借入金の純増加額100,000千円、長期借入れによる収入300,000千円、長期借入金の返済による支出316,374千円、社債の償還による支出45,000千円等によるものであります。

（注）前事業年度につきましては、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりましたので、前年同期比較は行っておりません。

当第2四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当第2四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、246,440千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって使用されたキャッシュ・フローは、197,171千円となりました。これは、主として税引前四半期純利益158,967千円、たな卸資産の増加額214,911千円、仕入債務の減少額57,519千円、ポイント引当金の減少額21,446千円、売上債権の増加額16,066千円、法人税等の支払額48,221千円、減価償却費23,538千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、81,754千円となりました。これは、主として無形固定資産の取得による支出76,572千円、有形固定資産の取得による支出8,371千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られたキャッシュ・フローは、144,381千円となりました。これは、長期借入れによる収入350,000千円、長期借入金の返済による支出158,119千円、社債の償還による支出22,500千円、配当金の支払額25,000千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、前年同期との比較を省略しております。

(1) 生産実績

該当事項はありませんが、代替的な指標として当事業年度及び当第2四半期累計期間の仕入実績を記載しております。

仕入実績

当事業年度及び当第2四半期累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
カメラ事業	5,806,016	3,368,937
時計事業	2,243,403	1,269,355
筆記具事業	96,451	61,494
自転車事業	122,841	108,279
合計	8,268,713	4,808,067

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度及び当第2四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
カメラ事業	E C	3,230,777	1,918,177
	店舗	3,975,213	2,236,560
	セグメント計	7,205,991	4,154,737
時計事業	E C	1,100,678	638,265
	店舗	1,397,049	662,655
	セグメント計	2,497,727	1,300,920
筆記具事業	E C	107,936	59,989
	店舗	91,780	39,387
	セグメント計	199,717	99,377
自転車事業	E C	114,972	79,293
	店舗	53,724	30,244
	セグメント計	168,696	109,538
合計	E C	4,554,364	2,695,726
	店舗	5,517,768	2,968,847
	セグメント計	10,072,132	5,664,573

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。
2. 総販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が継続的に安定した成長を続けていくためには、当社の強みである各事業における専門性やECに主軸を置いたビジネスモデルを活かし、顧客からの信頼やブランドの認知力を向上させ、安心・安全に取引できる環境を提供することにより、収益基盤を高めていく必要があると認識しております。そのための施策として、以下の事項に重点的に取り組むとともに、今後は資金調達手段の多様化を活かし、自己資本の充実を図ってまいります。

(1) 各事業における専門性

当社の営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められる「価値ある商品」を取扱っております。特に、中古品については、価値ある「財庫」品を確保すること、及び「財庫」の価値を見極める商品知識豊富なエキスパートである「人財」が不可欠と認識しております。商品知識豊富なエキスパートについては、それぞれの事業の取扱商品に対して“こだわり”を持って接し、専門性を追求することで育成しております。そのため、当社は事業規模や必要な人材に応じた採用を適時に行い、社員一人一人の専門性を高め、人員効率の最大化を図るよう着実に「人財」の育成、組織体制の整備を進めて参ります。

(2) ECサイトの信用力（安心・安全）・利便性の向上

今後、ECサイトでの販売を拡充するためには、ECサイトでも、対面取引と同様に顧客が安心して利用できるサービスの提供を目指し、一層の信用力（安心・安全）や利便性の向上を図る必要があると認識しております。この点につきましては、平成24年3月期に各ECサイトのリニューアルを行い、商品検索機能、レコメンド機能、決済機能等の各種機能の強化を行っております。今後も継続的にリニューアルを実施し、信用力（安心・安全）と利用者向けサービスを強化し続けることで、売上の向上に努めてまいります。

(3) 当社及びブランドの認知度の向上

当社は事業ごとに以下の屋号を用いて事業展開しており、当社及び専門店としての各ブランドの認知度を一層高めていくことが課題と認識しております。

事業名	屋号
カメラ事業	Map Camera
時計事業	GMT
筆記事業	KINGDOM NOTE
自転車事業	map sports

当社はこれらのブランドの雑誌等への広告、アフィリエイトサービスの利用等を通じて、当社及びブランド認知度の向上、集客のためのプロモーション強化を積極的に行い、来客数及びページビューを増やすことで、当社及び各ブランドの認知度向上に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性のある事項には以下のようなものがあります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 中古品の仕入について

① 中古品の確保について

当社は中古品を中心とした販売を行っているため、一般の顧客から現金で商品を買取っております。中古仕入に関しては買掛金が発生せずに現金仕入となるため、この代金を借入でまかなう場合に金利の動向の影響を受けます。また、中古品は新品と異なり仕入量の調節が難しいという性格を有しております。このため、当社では買取センターの設置、宅配買取の実施により仕入チャネルを多様化することで、安定的な仕入を可能とする中古品仕入体制を構築してまいりました。しかしながら、今後における景気動向の変化、競合の買取業者の増加、顧客マインドの変化によって、質量ともに安定的な中古品の確保が困難となる可能性があります。

② コピー商品の買取リスクについて

中古品の流通量の増加に伴い「コピー商品」に関するトラブルは社会的に重要な問題となってきており、これらトラブルを事前に回避し、顧客の利益保護をいかに実現していくかが中古品小売業界全般の共通課題となっております。当社においては、専門的な知識と経験を持った人材を育成することにより、不良品及びコピー商品の買取防止に努めております。また、お客様に安心感を持って商品をお買い求めいただくために、誤って仕入れたコピー商品についてはすべて廃棄処理を行い、コピー商品の店頭への陳列防止に努めております。しかしながら、今後コピー商品を大量に仕入れ店頭への陳列を行った場合には、顧客の利益を損ない、当社の信用を損なう可能性があります。

③ 盗品の買取リスクについて

古物営業法に関する規制により、買い受けた商品が盗品であると発覚した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に返還することとされております。当社においては、古物営業法遵守の観点から古物台帳（古物の買い受け記録を記載した台帳）をPOSデータ（当社売上・買取管理システムにて集積されたデータ）と連動させることにより、盗品買取が発覚した場合は、被害者への無償返還に適切に対応できる体制を整えております。今後も、古物を取り扱う企業として、古物台帳管理の徹底及び盗品買取発覚時の被害者への無償返還に適切に対応してまいります。このため、大量の盗品買取を行った場合には、多額の仕入ロスが発生する可能性があります。

(2) 新品の仕入について

台風、水害、地震等の自然災害が発生し、メーカーからの新品商品の供給が不足した場合には、売上が減少することにより当社業績は影響を受ける可能性があります。

(3) 商品の価値下落について

当社が取り扱う商品はカメラ・時計・筆記具・自転車を中心とした「価値ある中古品」ですが、商品によっては流行の変化に伴う経済的陳腐化により、また、為替相場の変動等により短期間の内に価値下落がもたらされるものや、牽引役となる人気商品・ヒット商品の有無により、その販売動向を大きく左右されるものが存在しております。

(4) 当社の営業エリアについて

当社はインターネットを中心に販売・買取を行っておりますが、基本的に1事業につき1店舗の営業店舗を展開しております。また、当社の営業店舗は新宿、渋谷に集中し、EC販売の統括部署も新宿の営業部事務所にあるため、大きな災害時にすべてが被害を被り業務が再開できない可能性があります。

(5) 業界の状況について

中古品業界においては、最近では幅広い分野において中古品の流通量が増大しており、カメラ・時計・自転車等、当社が取り扱っている商品においても、新規参入が目立ってきております。今後、競合店の増加やインターネットを介した売上の普及等による中古品の買取競争が激しくなった場合には、人気商品の確保が難しくなること、買取価格の相場が変動すること等から、当社業績は影響を受ける可能性があります。なお、当社は新品の販売も行っておりますが、新品の安売りを専門とするディスカウントストアの増加により販売競争が激化していった場合、販売価格の低下等により当社業績は影響を受ける可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

古物営業法に関する規制により、商品を買受ける際、個人情報の取得を行います。当社ではこれら個人情報を帳簿等に記載又は電磁的方法により記録しております。また、当社では店頭販売の業務等において、顧客の住所、氏名、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載又は電磁的方法により記録し、管理しております。このため、当社は社内規程等ルールの整備、社内管理体制の強化、社員教育の徹底、情報システムのセキュリティ強化等により、個人情報保護マネジメント機能の向上を図り、「個人情報の保護に関する法律」の遵守、個人情報の漏洩防止に努めております。なお、当社は財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」の付与認定を受け、平成19年9月より、同マークの使用を開始しております。しかしながら、これら個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、事後対応による多額の経費発生等により、当社業績は影響を受ける可能性があります。

(7) システムトラブルについて

当社のECサイトにおけるシステムトラブルの発生可能性を低減させるために、ECサイトの安定的な運用のためのシステム強化、セキュリティ強化及び複数のデータセンターへサーバーを分散配置する等の対策を行っております。

しかしながら、万が一予期せぬ大規模災害や人為的な事故等によるシステムトラブルが発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 古物営業法に関する規制について

当社の取り扱う中古品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当するため、同法による規制を受けております。「古物」は、古物営業法施行規則により次の13品目に分類されております。美術品類、衣類、時計・宝飾品類、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、自転車類、写真機類、事務機器類、機械工具類、道具類、皮革・ゴム製品類、書籍、金券類。同法の目的ならびに同法及び関連法令による規制の要旨は次のとおりであります。

A. 目的

この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする（第1条）。

B. 規制の要旨

(a) 古物の売買もしくは交換を行う営業を営もうとする者は、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない（第3条）。

(b) 古物の買い受けもしくは交換を行う場合、又は売却もしくは交換の委託を受けようとする場合には、その相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けなければならない（第15条）。

(c) 売買もしくは交換のため、又は売買もしくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、取引の年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢を帳簿等に記載、又は電磁的方法により記録し、3年間営業所に備えつけておかななければならない（第16条、第18条）。

(d) 買い受け、又は交換した古物のうち盗品又は遺失物があった場合においては、被害者又は遺失主は、古物商に対し、盗難又は遺失から1年以内であればこれを無償で回復することを求めることができる（第20条）。

なお、(a)の規制につきましては、古物営業の許可には有効期限は定められておりません。しかし、古物営業法または古物営業に関する他の法令に違反した場合で、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止及び許可の取消しを行うことができるとされております。

当社は、古物営業法を遵守し古物台帳管理を徹底し適法に対応する等の社内体制を整えておりますので、事業継続に支障を来す要因の発生懸念はありません。また現状において許可の取消し事由に該当するような事象は発生しておりません。しかし、古物営業法に抵触するような不正事件が発生し許可の取消し等が行われた場合には、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 有利子負債の依存と資金調達について

当社では、在庫の取得資金を主に金融機関からの借入金により調達しているため、当第2四半期会計期間末においては総資産2,883百万円に対して有利子負債が1,396百万円と、有利子負債への依存度が比較的高い水準にあります。今後は、資金調達手段の多様化に取り組むとともに、自己資本の充実に注力する方針ではありますが、金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合には、支払利息の増加等により当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保・育成について

当社の継続的な成長を実現させるためには、優秀な人材を十分に確保し育成することが重要な要素の一つであると認識しております。そのため、優秀な人材の獲得、育成及び活用に努めております。しかしながら、当社が求める優秀な人材を計画通りに確保できなかった場合、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、当社の事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) その他の法的規制について

当社ではインターネットを活用した通信販売を行っており、「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。なお、税制改正により消費税率が引き上げられた場合、短期的な消費マインドの冷え込みから、当社業績は影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項については、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、第5【経理の状況】2【財務諸表等】(1)財務諸表【重要な会計方針】に記載しております。

(2) 経営成績の分析

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(売上高)

当事業年度の売上高は、10,072,132千円（前事業年度比14.7%増）となりました。内容としましては、新品中古品の品揃え及びサービスの拡充と買取下取の促進によるものであります。

(営業利益)

当事業年度の売上総利益は、売上増加に伴い1,963,931千円（同10.1%増）となりました。また、販売費及び一般管理費は、売上増加に伴う変動費の増加等により1,752,137千円（同3.8%増）となりました。

この結果、営業利益は、211,794千円（同122.1%増）となりました。

(経常利益)

当事業年度における営業外収益は、還付加算金等の計上により、1,639千円（同81.1%減）となりました。また、営業外費用は、支払利息等の計上により、19,670千円（同6.2%増）となりました。

この結果、経常利益は193,763千円（同126.6%増）となり、売上高経常利益率は1.9%（同0.9ポイント増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度における特別損失は49,706千円（同130.9%増）となりました。これは主に、ECサイトリニューアルに伴う旧ECサイトの除却によるものであります。

この結果、当期純利益は75,228千円（同101.4%増）となり、売上高当期純利益率は0.7%（同0.3ポイント増）となりました。

当第2四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は、5,664,573千円となりました。内容としましては、新ECサイトリニューアルによる集客と新品中古品の品揃え及びサービスの拡充と買取下取の促進によるものであります。

(営業利益)

当第2四半期累計期間の売上総利益は、1,076,954千円となりました。また、販売費及び一般管理費は、917,818千円となりました。

この結果、営業利益は、159,135千円となりました。

(経常利益)

当第2四半期累計期間における営業外収益は、167千円となりました。また、営業外費用は、支払利息等の計上により、10,335千円となりました。

この結果、経常利益は148,967千円となり、売上高経常利益率は2.6%となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間における特別利益は10,000千円となりました。これは、補償金の受取によるものであります。

この結果、四半期純利益は98,078千円となり、売上高四半期純利益率は1.7%となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、第2「事業の状況」4「事業等のリスク」に記載しております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、第2「事業の状況」1「業績等の概要」(2)「キャッシュ・フロー」の状況に記載しております。

② 財政状態

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度の資産、負債、及び純資産については、平成23年1月付で連結子会社であった株式会社マップスポーツが清算終了し、連結子会社が存在しないため連結貸借対照表を作成しておりません。そのため、貸借対照表の金額により記載しております。

当事業年度末の資産につきましては、総資産は2,810,805千円となり、前事業年度末と比較し411,768千円の増加となりました。

流動資産は2,284,651千円となり、前事業年度末と比較して370,301千円の増加となりました。これは主として現金及び預金が140,132千円増加したこと、売掛金が151,361千円増加したこと、商品が152,842千円増加したことによるものであります。

固定資産は524,115千円となり、前事業年度末と比較して42,276千円の増加となりました。これは主として有形固定資産が10,105千円減少したこと、ソフトウェアが10,587千円増加したこと、及び差入敷金保証金が39,904千円増加したことによるものであります。

負債につきましては1,916,987千円となり、前事業年度末と比較して361,540千円の増加となりました。

流動負債は1,247,335千円となり、前事業年度末と比較して447,280千円の増加となりました。これは主として短期借入金が100,000千円増加したこと、買掛金が122,779千円増加したこと、設備関係未払金が82,222千円増加したこと、未払法人税等が49,702千円増加したこと、未払金が26,471千円増加したこと、及び1年内返済予定の長期借入金が24,460千円増加したことによるものであります。

固定負債は669,651千円となり、前事業年度末と比較して85,740千円の減少となりました。これは社債が45,000千円減少したこと、長期借入金が40,834千円減少したことによるものであります。

純資産につきましては、893,818千円となり前事業年度末と比較して50,228千円の増加となりました。これは利益剰余金が50,228千円増加したことによるものであります。

当第2四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当第2四半期会計期間末の総資産は2,883,978千円となり、前事業年度末と比較し、73,172千円の増加となりました。

流動資産は2,373,137千円となり、前事業年度末と比較して88,485千円の増加となりました。これは主として現金及び預金が134,545千円減少したこと、売掛金が16,066千円減少したこと、商品が215,768千円増加したことによるものであります。

固定資産は509,207千円となり、前事業年度末と比較して14,908千円の減少となりました。これは主として無形固定資産が13,181千円減少したことによるものであります。

負債につきましては1,917,081千円となり、前事業年度末と比較して94千円の増加となりました。

流動負債は1,168,142千円となり、前事業年度末と比較して79,193千円の減少となりました。これは主として買掛金が56,608千円減少したこと、ポイント引当金が21,446千円減少したこと、その他の流動負債が92,888千円減少したこと、及び1年内返済予定の長期借入金が90,000千円増加したことによるものであります。

固定負債は748,939千円となり、前事業年度末と比較して79,287千円の減少となりました。これは社債が22,500千円減少したこと、長期借入金が101,881千円増加したことによるものであります。

純資産につきましては、966,897千円となり前事業年度末と比較して73,078千円の増加となりました。これは利益剰余金が73,078千円増加したことによるものであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は「インターネットを利用して価値ある中古品の安心・安全なお取引を行うこと」を目標に事業を展開しております。当社では、本物であり、「価値ある中古品」をインターネットで取り扱い、商品の販売だけではなく、買取も行っているため、当社を通して、顧客は売り買い双方が可能な循環型のビジネスモデルを構築しております。当社が運営するECサイトでは、顧客が全国から安心・安全にオンライン取引ができる環境を築き上げるとともに、「価値ある中古品」を見極める商品知識豊富なエキスパートを育成することによりサービス価値の最大化に

取り組んでおります。

中古品業界については、今後も市場規模の拡大が続く見通しであります。

また、国内市場においてはインターネットで「もの」を売買することはすでに日常化しており、今後もEC市場は拡大していく見通しにある中で、「価値ある中古品」のインターネットでの売買は常態化しておらず、安心・安全な取引をカギとして今後大きく成長する可能性のあるマーケットであると考えております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、第2 [事業の状況] 3 [対処すべき課題]に記載のとおりであり、当社は国内においては、現状の事業を強化するとともに、新たな商材への展開も図って参ります。

また将来的には、インターネットを通じた海外顧客との取引も見据え、事業展開を図って参りたいと考えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において実施しました設備投資の総額は100,059千円、撤去設備の総額は46,268千円となりました。
主として各事業で共用するECサイトの開発に87,104千円の設備投資を実施しました。
また、新ECサイトのリニューアルに伴い、旧ECサイト45,955千円の除却を実施しました。

当第2四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当第2四半期累計期間において実施しました設備投資の総額は2,722千円となりました。
主として各事業で使用する備品を購入しました。

2【主要な設備の状況】

平成24年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物	ソフトウェア	その他	合計	
Map Camera 本館 (東京都新宿区)	カメラ事業 時計事業 筆記具事業	店舗	77,636	—	13,045	90,681	41
Map Camera WEST (東京都新宿区)	カメラ事業	店舗	1,127	—	2,098	3,225	24
map sports (東京都渋谷区)	自転車事業	店舗	—	—	376	376	9
営業部事務所 (東京都新宿区)	カメラ事業 時計事業 筆記具事業 管理業務	EC営業所 倉庫	7,843	96,802	7,237	111,884	76
本社 (東京都新宿区)	会社統括業務	統括業務施設	1,105	—	1,037	2,142	12

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であります。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成24年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
営業部事務所 (東京都新宿区)	共用	ECサイト リニューアル	70,000	—	増資資金	平成24年 7月	平成25年 3月	(注) 1
営業部事務所 (東京都新宿区)	共用	POSシス テム・基幹 システム	100,000	—	増資資金	平成25年 4月	平成25年 9月	(注) 1

- (注) 1. 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 平成24年8月2日開催の取締役会決議により、平成24年8月23日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は19,200,000株増加し、20,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	5,000,000	—	—

(注) 平成24年8月2日開催の取締役会決議により、平成24年8月23日付で1株を100株に分割しており、発行済株式総数は4,950,000株増加し、5,000,000株となっております。また、平成24年8月23日付で定款の一部変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行している新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成19年1月30日臨時株主総会決議及び取締役会決議、平成19年1月30日発行）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,104 (注) 1	1,071 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,104 (注) 2	107,100 (注) 2・7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注) 3	500 (注) 3・7
新株予約権の行使期間	自 平成21年1月31日 至 平成26年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 4・5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 最近事業年度末現在、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。提出日の前月末現在、新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i. 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii. 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件
 - i. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。
 - ii. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - iii. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - i. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ii. 新株予約権者が、「新株予約権の行使の条件」①②に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
 - iii. その他の取得事由および取得条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱いに関する事項は次のとおりとする。

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

 - i. 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
 - ii. 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
 - iii. 新設分割
新設分割により設立する株式会社。
 - iv. 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
 - v. 株式移転
株式移転により設立する株式会社。
7. 平成24年8月2日開催の取締役会決議により、平成24年8月23日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年8月23日 (注)	4,950,000	5,000,000	—	350,000	—	250,000

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成24年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	27	30	—
所有株式数(単元)	—	—	—	7,400	—	—	42,600	50,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	14.8	—	—	85.2	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	50,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	50,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成19年1月30日臨時株主総会及び取締役会決議)

第1回新株予約権

決議年月日	平成19年1月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4、当社従業員 98
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者の人数は退職等により39名減少しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当につきましては、当期・中長期の業績見通し、将来の事業展開を勘案し、安定継続配当を行うこととしており、内部留保につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。また、毎事業年度における配当の回数については、年1回の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、第7期事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を基本にしつつ、業績及び財政状態を総合的に勘案した結果、1株当たり500円といたしました。当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成24年6月29日 定時株主総会決議	25,000	500

(注) 平成24年8月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	鈴木 慶	昭和34年11月23日生	昭和56年5月 昭和57年4月 昭和58年12月 平成元年2月 平成2年5月 平成6年3月 平成7年3月 平成15年6月 平成16年5月 平成17年2月 平成17年8月 平成24年8月	有限会社ボトムライン設立 代表取締役社長 有限会社ソフマップ設立 代表取締役社長 株式会社ソフマップ設立 代表取締役会長 株式会社ソフネット（現 株式会社MG）設立 代表取締役社長 株式会社ソフマップ 代表取締役社長 株式会社ソフマップ総合研究所（現 株式会社マップグループ）設立 代表取締役社長 株式会社ソフマップ・フューチャー・デザイン（現 株式会社トライアイズ）設立 代表取締役社長 イージーウェイジャパン株式会社設立 代表取締役社長 マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社設立 代表取締役社長 ファンタジーリゾート株式会社 取締役 当社設立 代表取締役社長（現任） 株式会社マップグループ 取締役（現任）	注2	2,300,000
常務取締役	EC戦略室長 兼新規事業本部長	前川 正美	昭和41年12月5日生	平成8年9月 平成11年3月 平成11年11月 平成14年4月 平成16年7月 平成17年3月 平成17年8月 平成22年2月 平成24年3月	株式会社ソフマップ入社 株式会社マップグループ入社 株式会社マップグループ・ドット・コム入社 同社取締役営業部長 マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社入社 同社取締役営業部長 当社取締役営業本部長 当社常務取締役 当社常務取締役EC戦略室長兼新規事業本部長（現任）	注2	400,000
取締役	経理部長 兼公開準備室長	奥田 留美	昭和48年8月15日生	平成13年4月 平成19年8月 平成22年2月	株式会社インフォワード 取締役管理本部長 当社入社 経営企画本部経理部長 当社取締役経理部長兼公開準備室長（現任）	注2	2,500
取締役	Map Camera 営業部長	小野 尚彦	昭和48年11月16日生	平成12年1月 平成15年4月 平成16年7月 平成18年3月 平成18年9月 平成22年2月 平成23年10月	株式会社マップグループ入社 株式会社マップグループ・ドット・コム入社 マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社入社 当社入社 システム本部 ロジスティック部 マネージャー 当社営業本部 EC営業部長 当社Map Camera営業部長 当社取締役Map Camera営業部長（現任）	注2	2,500
取締役	情報システム管理部長	米田 康宏	昭和30年1月10日生	平成5年9月 平成15年5月 平成17年5月 平成18年3月 平成18年6月 平成19年2月 平成22年2月 平成24年3月	株式会社ソフマップ入社 同社常務取締役管理本部長 ソフマップソフト株式会社 取締役管理部長 当社入社 管理本部総務部長 当社取締役内部監査室長 当社取締役管理本部長 当社取締役内部監査室長 当社取締役情報システム管理部長（現任）	注2	2,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	尾崎 成孝	昭和20年8月21日生	平成8年7月 平成12年3月 平成13年5月 平成15年6月 平成18年6月	株式会社日本エアシステム大阪空港支店運送サービス部長 JAS商事株式会社(現 株式会社ジャルパック)取締役業務部長 エアロコミュニケーションサービス株式会社(現 株式会社JALナビア)取締役営業統括部長兼総務部長 北海道エアサービス株式会社(現 株式会社JALグランドサービス札幌)常務取締役 当社常勤監査役(現任)	注3	—
監査役	—	畑尾 和成	昭和37年2月16日生	昭和61年1月 平成元年4月 平成17年8月	宇野紘一税理士事務所入所 税理士登録 畑尾和成税理士事務所設立(現任) 当社監査役(現任)	注3	4,000
監査役	—	山科 光男	昭和17年10月9日生	昭和61年4月 平成元年5月 平成4年6月 平成7年5月 平成9年6月 平成14年2月 平成14年5月 平成17年5月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年7月 平成21年6月	株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)原宿支店長 同行秋葉原支店長 同行法人部長・理事 同行審査部長・理事 株式会社エスエーサービス(現 三菱東京UFJ個人財務アドバイザーズ株式会社)代表取締役社長 株式会社ソフマップ 顧問 同社代表取締役社長 同社取締役会長 株式会社スタッフサービス・セールスマーケティング(現 株式会社セールスマーケティング)取締役 当社監査役(現任) 株式会社セールスマーケティング代表取締役社長 同社相談役(現任)	注3	4,000
計							2,715,500

- (注) 1. 監査役 尾崎成孝、畑尾和成、山科光男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成24年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
3. 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。

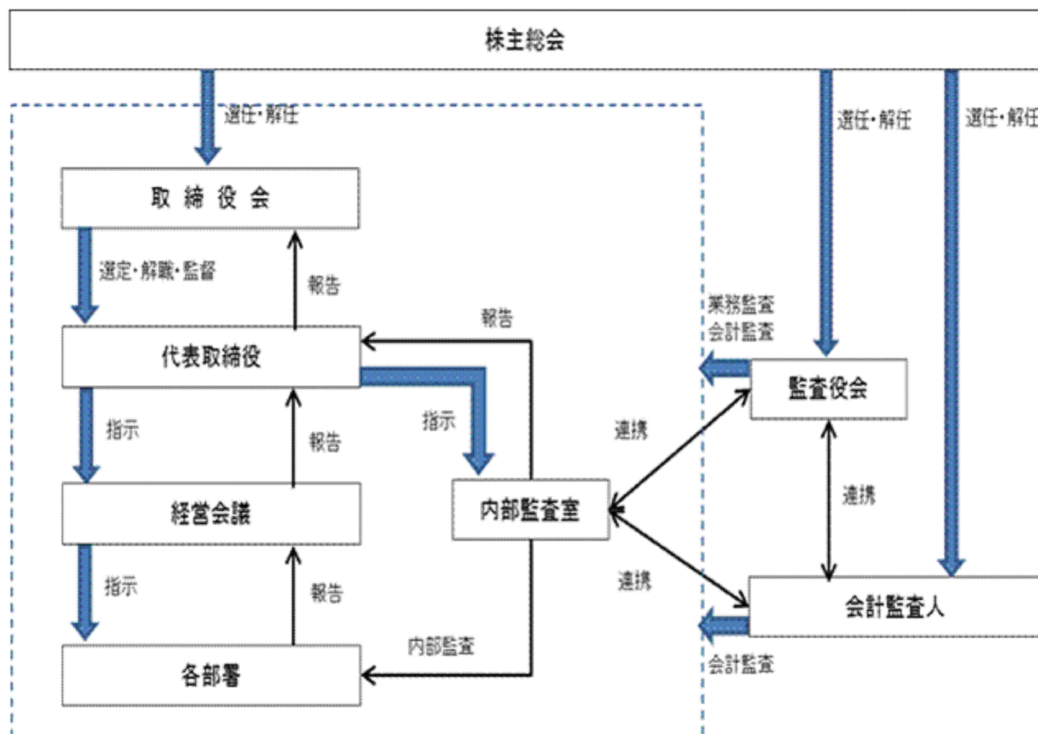
氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
斎藤 嘉信	昭和32年7月29日生	平成19年4月 平成19年6月	株式会社Cx0パートナー設立 代表取締役(現任) 日本テレコム株式会社(現 ソフトバンクテレコム株式会社)入社	4,000

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等大きな影響や利害関係を持つ方々の利益を尊重した経営に徹すべく、経営の効率性、業績の向上及びコンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

会社の機関及び内部統制の体制図



①企業統治の体制の状況等

イ. 企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会の構成員は社外常勤監査役1名、社外非常勤監査役2名の計3名であり、また、取締役会の構成員は社内取締役5名であります。当社は、商品毎に専門性を高めた営業施策を実施するため、各営業部への権限委譲を行っており、事業別のマネジメント強化を図っております。このため、監査役会による経営のチェック体制の下、社内の重要事項を出席取締役全員で議論のうえ決定する取締役会制度が当社の経営に適合しているものと判断しております。また、当社は、監査役会設置会社として、機能的かつ公正なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指してまいりました。社外監査役3名がそれぞれ中立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことにより、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。

原則として取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の意思決定機関として、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。代表取締役社長は、取締役及び監査役が出席する取締役会にて経営計画の実施状況、月次の貸借対照表、損益計算書及びその他の業務執行状況を報告するとともに、営業の状況についても、その都度報告しております。また、常勤取締役と常勤監査役で構成される経営会議は、原則として毎週1回開催され、経営方針、経営戦略、部門間の課題等業務執行上の重要事項の審議、意見具申、報告、情報共有及び決議が行われ、経営会議規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われるようになっております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。法令及び社内規程に基づき、取締役会の職務の執行に係る文書等について保存・管理を行っております。また、監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供することとしております。

金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部監査室を設置し、財務報告に係る内部統制について整備及び運用する体制を構築しております。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条4項6号）
 - ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
 - ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
 - ③ 「取締役会規程」において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
 - ④ 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条1項1号）
 - ① 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
 - ② 経営および業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条1項2号）
 - ① 職務権限規程により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項を定めている。
 - ② 取締役会、経営会議およびその他の重要な会議にて、取締役、および経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
 - ③ コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部署において教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施している。
 - ④ 経営会議において危機管理を所掌し、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進めている。
 - ⑤ 全社のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にするための規程を新たに制定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条1項3号）
 - ① 経営会議を設置し、必要に応じ取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、職務権限規程に定められた決定事項の決定を行っている。
 - ② 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。
 - ③ 業績管理に資する財務データは、ITを活用したシステムにより迅速かつ的確に取締役に提供されている。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条1項4号）
 - ① 「倫理規程」「行動規範」を定め、全従業員に通知するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
 - ② コンプライアンス体制の強化を図るために、「内部通報制度」を導入し、当社に属する全ての人ができる仕組みを設けている。
 - ③ 内部監査部門である「内部監査室」が、各部署における業務執行が法令・定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条3項1号）
 - ① 現在は監査役を補助する使用人は設置していないが、監査役の要請に基づいて監査役を職務補助のための監査役付使用人を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条3項2号）
 - ① 必要に応じて監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとする。
 - ② 当該使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項（会社法施行規則第100条3項3号）
 - ① 監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。
 - ② 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役および使用人に報告を求められることができる。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号）

① 監査役が、取締役、及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門（「内部監査室」）および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっている。

なお、上記の体制が有効に機能するために、標準的な「内部統制の枠組み」に基づいて、内部統制システムの構築を推進しております。

ハ. リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針として、リスクマネジメント方針を定めております。これに基づき経営の健全かつ持続的な成長を目指すとともに、リスクコントロールに努め、経営効率を高め、株主価値及び社会的信用の向上を図っております。

当社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とし、役員及び各部責任者をメンバーとする「対策本部」を直ちに招集し、迅速に必要な初期対応を行うことにより、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。

ニ. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、高木勇及び荒井巖であり、太陽A S G有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士等8名であります。

②内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査人1名（内部監査室に所属）が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、また、定期的に代表取締役社長に報告することにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。

内部監査人は、その監査結果について定期的に代表取締役社長に報告するとともに、社外常勤監査役に対しても報告を行っております。また、その都度、社外常勤監査役と情報交換し相互連携を図っております。監査役と監査法人に関しては、四半期及び期末決算時における意見交換を行い、期中監査時には経理状況の確認・法律上の改正点等につき情報の共有を行っております。また、内部監査人は、決算時の監査法人の棚卸立会への随行や、必要に応じて監査法人への内部監査状況の報告、期末監査終了時に意見交換の場を設けるなど、積極的に連携を図っております。

監査役会は、構成員を社外常勤監査役1名、社外非常勤監査役2名（うち1名は現役の税理士）とし、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と厳正な監視を行っております。常勤監査役は、取締役会に限らず社内での重要な会議・プロジェクトに出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。

常勤監査役は、監査方針及び監査計画案を監査役会に提出して承認を得ております。各監査役は、この監査方針及び監査計画に基づき適切に監査を行っている旨、また、その監査結果について、監査役会にて報告及び検討を行っております。

常勤監査役は、各種会議議事録、主要な契約書、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、監査役は内部監査室等と連携し、効率的な監査を実施しております。なお、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとしております。

③社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は現在選任しておりませんが、社外監査役は3名（うち1名は常勤監査役）であり、常勤監査役である尾崎成孝については当社との利害関係はありません。また、証券取引所が規定する独立役員としての条件等を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立性が高いものと判断しております。

社外監査役の畑尾和成及び山科光男は、当社株式4,000株を所有しておりますが、それ以外に当社と社外監査役との人的関係、資本的関係、取引関係、及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の畑尾和成は、現役の税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しているため、財務面を中心に経営全般の監査を行っております。

社外常勤監査役は、必要の都度、取締役とともに会計監査人より会計監査の内容について監査参考意見の報告を受ける等、会計監査人と情報交換し相互連携を図っております。

内部監査人は、その監査結果について定期的に社外常勤監査役に対して報告を行っております。また、その都度、社外常勤監査役と情報交換し相互連携を図っております。

当社は、監査役会設置会社として、機能的かつ公正なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指してまいりました。社外監査役3名がそれぞれ中立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことにより、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。

④役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	
取締役	89,315	89,315	6
社外監査役	13,110	13,110	3

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑤取締役及び監査役の責任免除

当社は、社外取締役及び非常勤の社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑥取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款に定めております。

⑦取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

⑩中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度の前連結会計年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	9,000	—	8,000	—
計	9,000	—	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の規模及び事業の特性等に基づいた監査日数、要員等を総合的に勘案し、決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表並びに財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）並びに当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の四半期財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

連結子会社であった株式会社マップスポーツは平成23年1月付で清算終了しておりますので、前連結会計年度末において連結子会社は存在しません。そのため、連結貸借対照表及び連結附属明細表については作成しておりません。

連結株主資本等変動計算書については連結貸借対照表を作成していないため、前連結会計年度末残高は貸借対照表の数値を記載しております。

また、連結キャッシュ・フロー計算書については連結貸借対照表を作成していないため、「現金及び現金同等物の期末残高」は個別財務諸表ベースの数値を記載しております。

なお、当事業年度並びに第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間においては、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
売上高		8,875,595
売上原価	※2	7,068,056
売上総利益		1,807,538
販売費及び一般管理費		
役員報酬		111,750
給与手当		548,734
法定福利費		82,692
広告宣伝費		52,295
販売促進費		148,308
業務委託費		81,216
支払手数料		244,977
地代家賃		177,181
減価償却費		61,118
ポイント引当金繰入額		36,262
その他		184,530
販売費及び一般管理費合計		1,729,067
営業利益		78,470
営業外収益		
受取利息		129
受取手数料		255
ポイント引当金戻入額		5,922
その他		1,871
営業外収益合計		8,179
営業外費用		
支払利息		15,031
社債利息		1,580
社債発行費償却		1,077
その他		878
営業外費用合計		18,568
経常利益		68,082
特別利益		
貸倒引当金戻入額		637
ポイント引当金戻入額		139
その他		18
特別利益合計		795
特別損失		
固定資産除却損	※1	1,010
子会社清算損		46
商品評価損	※2	3,103
特別損失合計		4,159

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
税金等調整前当期純利益	64,718
法人税、住民税及び事業税	713
法人税等調整額	26,646
法人税等合計	27,360
少数株主損益調整前当期純利益	37,357
少数株主利益	—
当期純利益	37,357

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	37,357
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	—
包括利益	37,357
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	37,357
少数株主に係る包括利益	—

②【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	350,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	350,000
資本剰余金	
当期首残高	250,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	250,000
利益剰余金	
当期首残高	231,231
当期変動額	
剰余金の配当	△25,000
当期純利益	37,357
当期変動額合計	12,357
当期末残高	243,589
株主資本合計	
当期首残高	831,231
当期変動額	
剰余金の配当	△25,000
当期純利益	37,357
当期変動額合計	12,357
当期末残高	843,589
純資産合計	
当期首残高	831,231
当期変動額	
剰余金の配当	△25,000
当期純利益	37,357
当期変動額合計	12,357
当期末残高	843,589

③【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	64,718
減価償却費	61,118
社債発行費償却	1,077
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△637
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	4,506
受取利息及び受取配当金	△129
支払利息及び社債利息	16,612
固定資産除却損	1,010
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,385
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△174,041
仕入債務の増減額 (△は減少)	△20,075
その他	△73,418
小計	△122,644
利息及び配当金の受取額	129
利息の支払額	△16,607
法人税等の支払額	△97,059
営業活動によるキャッシュ・フロー	△236,183
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,678
無形固定資産の取得による支出	△9,460
差入敷金保証金回収による収入	33,476
差入敷金保証金の差入による支出	△153
その他の支出	△6,854
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,330
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△321,068
社債の発行による収入	98,100
社債の償還による支出	△75,000
配当金の支払額	△25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	177,032
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△45,820
現金及び現金同等物の期首残高	286,673
現金及び現金同等物の期末残高	※ 240,852

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 一社

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社マップスポーツが平成23年1月17日付で清算終了したため、当連結会計年度末における連結子会社はありません。このため、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書のみを作成しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（附属設備は除く）は定額法、その他については定率法を採用しております。

尚、主な耐用年数は、建物34～50年、その他2～15年であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアは定額法を採用しており、主な耐用年数は5年であります。

尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

尚、主な償却期間は3年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの将来の使用により発生する費用に備えるため、将来使用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

資産除去債務に関する会計基準等

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

【追加情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しております。

【注記事項】

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

※1. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
ソフトウェア	1,010千円	
合計	1,010千円	

※2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額の内訳は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上原価	13,499千円	
商品評価損	3,103千円	
合計	16,602千円	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	シュッピン株式会社 第1回新株予約権 (平成19年ストック・オプション)	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	25,000	500	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,000	500	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
現金及び預金勘定	240,852千円
現金及び現金同等物	240,852千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金 (主に銀行借入や社債発行) を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入れ等により調達する予定であります。なお、当社はデリバティブ取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入敷金保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に中古商品在庫・設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、2 [財務諸表等] (1) [財務諸表] における注記事項として記載しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 ）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 98
株式の種類別のストック・オプションの数（株）	普通株式 1,599
付与日	平成19年1月30日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。新株予約権者が死亡した場合、相続は認められない。 その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	平成21年1月31日～平成26年1月30日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	平成19年ストック・オプション
会社名	提出会社
権利確定前	
前連結会計年度末（株）	1,236
付与（株）	—
失効（株）	66
権利確定（株）	—
未確定残（株）	1,170
権利確定後	
前連結会計年度末（株）	—
権利確定（株）	—
権利行使（株）	—
失効（株）	—
未行使残（株）	—

② 単価情報

	平成19年ストック・オプション
会社名	提出会社
権利行使価格（円）	50,000
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

2. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成23年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため記載しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（平成23年3月31日）

当連結会計年度末に係る資産除去債務の注記については、連結貸借対照表を作成していないため記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品別の営業部を置き、各営業部は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社の報告セグメントは、当社が取り扱う商品の種類・性質・市場等に基づくセグメントから構成されており、「カメラ事業」、「時計事業」、「筆記具事業」及び「自転車事業」の4区分を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

事業区分	主要商品
カメラ事業	デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ、周辺機器等の中古及び新品商品
時計事業	中古腕時計、新品腕時計
筆記具事業	中古万年筆、新品万年筆・文具・革小物等
自転車事業	自転車車体、フレーム、パーツ、小物類等の中古及び新品商品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共用資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき、各報告セグメントへ配分しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	6,645,749	1,924,541	146,912	158,393	8,875,595	—	8,875,595
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	6,645,749	1,924,541	146,912	158,393	8,875,595	—	8,875,595
セグメント利益又は 損失(△)	340,557	36,870	3,906	△37,285	344,047	△265,576	78,470
セグメント資産 (注) 3	1,130,106	614,851	78,969	59,738	1,883,666	515,370	2,399,036
その他の項目							
減価償却費	39,744	16,019	3,337	1,584	60,687	431	61,118
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,762	2,093	61	—	4,917	10,717	15,634

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額△265,576千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理統括部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額515,370千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
 - (3) 減価償却費の調整額431千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 当連結会計年度は、連結貸借対照表を作成しておりませんので、貸借対照表の数値によっております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	鈴木 慶	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接 46.3 間接 8.0	債務被保証	仕入先会社 への債務保 証	103,496	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件等の決定方針

加賀ハイテック㈱、キヤノンマーケティングジャパン㈱、㈱浅沼商会他3社に対する仕入債務について、債務保証を受けております。なお、債務保証に対する担保の差入、保証料の支払はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	－円
1株当たり当期純利益金額	7.47円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額については、連結貸借対照表を作成していないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益(千円)	37,357
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	37,357
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000

4. 当社は平成24年8月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

翌事業年度(平成23年4月1日に開始する事業年度)より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、当連結会計年度についても当該会計基準等を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照日後に行った株式分割は、当連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当連結会計年度の(1株当たり情報)の数値はそれぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	－円
1株当たり当期純利益金額	747.16円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	240,852	380,985
売掛金	435,815	587,177
商品	1,045,509	1,198,352
貯蔵品	678	857
前渡金	520	2,593
前払費用	31,408	32,910
未収入金	48,528	37,848
未収還付法人税等	35,106	—
未収消費税等	9,273	—
繰延税金資産	66,594	44,146
その他	191	30
貸倒引当金	△130	△250
流動資産合計	1,914,350	2,284,651
固定資産		
有形固定資産		
建物	124,823	128,688
減価償却累計額	△31,309	△37,880
建物（純額）	93,514	90,807
工具、器具及び備品	126,447	129,946
減価償却累計額	△92,090	△102,989
工具、器具及び備品（純額）	34,356	26,957
有形固定資産合計	127,871	117,765
無形固定資産		
ソフトウェア	99,396	109,983
無形固定資産合計	99,396	109,983
投資その他の資産		
差入敷金保証金	228,808	268,713
保険積立金	20,817	18,923
長期前払費用	4,744	8,729
繰延税金資産	200	—
投資その他の資産合計	254,570	296,366
固定資産合計	481,838	524,115
繰延資産		
社債発行費	2,848	2,038
繰延資産合計	2,848	2,038
資産合計	2,399,036	2,810,805

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	216,739	339,518
短期借入金	※ 100,000	※ 200,000
1年内返済予定の長期借入金	288,444	312,904
1年内償還予定の社債	45,000	45,000
未払金	40,618	67,089
設備関係未払金	—	82,222
未払費用	29,519	39,187
未払法人税等	3,797	53,500
預り金	14,897	20,049
ポイント引当金	61,039	74,368
その他	—	13,495
流動負債合計	800,054	1,247,335
固定負債		
社債	130,000	85,000
長期借入金	625,392	584,558
繰延税金負債	—	93
固定負債合計	755,392	669,651
負債合計	1,555,446	1,916,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	350,000	350,000
資本剰余金		
資本準備金	250,000	250,000
資本剰余金合計	250,000	250,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	243,589	293,818
利益剰余金合計	243,589	293,818
株主資本合計	843,589	893,818
純資産合計	843,589	893,818
負債純資産合計	2,399,036	2,810,805

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成24年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	246,440
売掛金	603,244
商品	1,414,120
その他	109,468
貸倒引当金	△135
流動資産合計	2,373,137
固定資産	
有形固定資産	111,509
無形固定資産	96,802
投資その他の資産	
差入敷金保証金	269,825
その他	31,069
投資その他の資産合計	300,895
固定資産合計	509,207
繰延資産	1,633
資産合計	2,883,978
負債の部	
流動負債	
買掛金	282,909
短期借入金	※ 200,000
1年内返済予定の長期借入金	402,904
1年内償還予定の社債	45,000
未払法人税等	55,250
ポイント引当金	52,922
その他	129,156
流動負債合計	1,168,142
固定負債	
社債	62,500
長期借入金	686,439
固定負債合計	748,939
負債合計	1,917,081
純資産の部	
株主資本	
資本金	350,000
資本剰余金	250,000
利益剰余金	366,897
株主資本合計	966,897
純資産合計	966,897
負債純資産合計	2,883,978

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	8,782,736	10,072,132
売上原価		
商品期首たな卸高	797,519	1,045,509
当期商品仕入高	7,255,894	8,268,713
合計	8,053,413	9,314,222
他勘定振替高	9,041	7,670
商品期末たな卸高	1,059,008	1,219,236
商品評価損	13,499	20,884
商品売上原価	6,998,862	8,108,200
売上総利益	1,783,873	1,963,931
販売費及び一般管理費		
役員報酬	111,750	102,425
給与手当	535,915	557,645
法定福利費	80,970	89,099
広告宣伝費	49,531	44,250
販売促進費	147,178	145,953
業務委託費	80,872	91,180
支払手数料	237,848	295,056
減価償却費	60,132	55,177
地代家賃	171,741	177,697
ポイント引当金繰入額	36,262	△3,842
貸倒引当金繰入額	—	119
その他	176,309	197,373
販売費及び一般管理費合計	1,688,512	1,752,137
営業利益	95,360	211,794
営業外収益		
受取利息	128	74
受取手数料	755	255
還付加算金	—	1,172
ポイント引当金戻入額	5,922	—
その他	1,856	136
営業外収益合計	8,662	1,639
営業外費用		
支払利息	15,031	14,738
社債利息	1,580	1,537
社債発行費償却	1,077	809
その他	831	2,584
営業外費用合計	18,521	19,670
経常利益	85,502	193,763

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
貸倒引当金戻入額	637	—
その他	18	—
特別利益合計	656	—
特別損失		
固定資産除却損	*1 875	*1 46,268
子会社清算損	*2 17,611	—
商品評価損	3,044	—
その他	—	3,438
特別損失合計	21,530	49,706
税引前当期純利益	64,628	144,056
法人税、住民税及び事業税	623	46,085
法人税等調整額	26,646	22,742
法人税等合計	27,270	68,827
当期純利益	37,357	75,228

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	5,664,573
売上原価	4,587,619
売上総利益	1,076,954
販売費及び一般管理費	* 917,818
営業利益	159,135
営業外収益	
受取利息	42
受取手数料	105
その他	18
営業外収益合計	167
営業外費用	
支払利息	8,317
社債利息	599
その他	1,418
営業外費用合計	10,335
経常利益	148,967
特別利益	
受取補償金	10,000
特別利益合計	10,000
税引前四半期純利益	158,967
法人税、住民税及び事業税	49,972
法人税等調整額	10,916
法人税等合計	60,888
四半期純利益	98,078

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	350,000	350,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	250,000	250,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	250,000	250,000
資本剰余金合計		
当期首残高	250,000	250,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	250,000	250,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	231,231	243,589
当期変動額		
剰余金の配当	△25,000	△25,000
当期純利益	37,357	75,228
当期変動額合計	12,357	50,228
当期末残高	243,589	293,818
利益剰余金合計		
当期首残高	231,231	243,589
当期変動額		
剰余金の配当	△25,000	△25,000
当期純利益	37,357	75,228
当期変動額合計	12,357	50,228
当期末残高	243,589	293,818
株主資本合計		
当期首残高	831,231	843,589
当期変動額		
剰余金の配当	△25,000	△25,000
当期純利益	37,357	75,228
当期変動額合計	12,357	50,228
当期末残高	843,589	893,818
純資産合計		
当期首残高	831,231	843,589
当期変動額		
剰余金の配当	△25,000	△25,000
当期純利益	37,357	75,228
当期変動額合計	12,357	50,228
当期末残高	843,589	893,818

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	144,056
減価償却費	55,177
社債発行費償却	809
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	119
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	13,328
受取利息及び受取配当金	△74
支払利息及び社債利息	16,276
固定資産除却損	46,268
売上債権の増減額 (△は増加)	△151,361
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△153,020
仕入債務の増減額 (△は減少)	122,779
その他	65,148
小計	159,508
利息及び配当金の受取額	74
利息の支払額	△16,140
法人税等の還付額	38,723
営業活動によるキャッシュ・フロー	182,166
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,818
無形固定資産の取得による支出	△14,018
差入敷金保証金の差入による支出	△39,716
その他の投資活動	1,894
投資活動によるキャッシュ・フロー	△55,659
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000
長期借入れによる収入	300,000
長期借入金の返済による支出	△316,374
社債の償還による支出	△45,000
配当金の支払額	△25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,626
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	140,132
現金及び現金同等物の期首残高	240,852
現金及び現金同等物の期末残高	※ 380,985

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	158,967
減価償却費	23,538
社債発行費償却	404
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△114
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△21,446
受取利息及び受取配当金	△42
支払利息及び社債利息	8,917
受取補償金	△10,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△16,066
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△214,911
仕入債務の増減額 (△は減少)	△57,519
その他	△21,862
小計	△150,135
利息及び配当金の受取額	42
利息の支払額	△8,857
補償金の受取額	10,000
法人税等の支払額	△48,221
営業活動によるキャッシュ・フロー	△197,171
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△8,371
無形固定資産の取得による支出	△76,572
差入敷金保証金の差入による支出	△6,200
差入敷金保証金の回収による収入	10,000
その他の投資活動	△609
投資活動によるキャッシュ・フロー	△81,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	350,000
長期借入金の返済による支出	△158,119
社債の償還による支出	△22,500
配当金の支払額	△25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	144,381
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△134,545
現金及び現金同等物の期首残高	380,985
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 246,440

【重要な会計方針】

以下、対象年度において特に断りのない限り、記載事項は両事業年度において共通の事項であります。

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（附属設備は除く）は定額法、それ以外は定率法を採用しております。尚、主な耐用年数は、建物は34～50年、その他は2～15年であります。

無形固定資産

ソフトウェアは定額法を採用しており、主な耐用年数は5年であります。尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

長期前払費用

定額法を採用しております。尚、主な償却期間は3年であります。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（3～5年間）にて均等償却を行っております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの将来の使用により発生する費用に備えるため、将来使用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（資産除去債務に関する会計基準等）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。その内容は、2ヶ月の間で同行に入金される当社売掛金のうち、同行規定の掛け目（80%）を乗じた金額で、400,000千円を限度として貸出を行うものであります。

当事業年度末におけるコミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
コミットメントの総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	100,000千円	—
差引額	300,000千円	400,000千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
工具、器具及び備品	—	312千円
ソフトウェア	875千円	45,955千円
合計	875千円	46,268千円

※2. 子会社清算損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
子会社清算損		
(株)マップスポーツ	17,611千円	—
合計	17,611千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	50,000	—	—	50,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
シュッピン株式会社 第1回新株予約権 (平成19年ストック・オプション)	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	25,000	500	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,000	500	平成24年3月31日	平成24年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

現金及び預金勘定	380,985千円
現金及び現金同等物	380,985千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入れ等により調達する予定であります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入敷金保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に中古商品在庫・設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	240,852	240,852	—
(2) 売掛金	435,815	435,815	—
資産計	676,668	676,668	—
(1) 買掛金	216,739	216,739	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 社債 (1年内償還予定を含む)	175,000	174,494	△505
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	913,836	910,105	△3,730
負債計	1,405,575	1,401,338	△4,236

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	380,985	380,985	—
(2) 売掛金	587,177	587,177	—
資産計	968,162	968,162	—
(1) 買掛金	339,518	339,518	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 社債 (1年内償還予定を含む)	130,000	130,328	328
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	897,462	893,576	△3,885
負債計	1,566,980	1,563,423	△3,556

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債 (1) 買掛金 (2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
差入敷金保証金	228,808	268,713

上記については、市場価格を把握することが極めて困難であること等から、上の表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	240,852	—	—	—
売掛金	435,815	—	—	—
合計	676,668	—	—	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	380,985	—	—	—
売掛金	587,177	—	—	—
合計	968,162	—	—	—

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

(1) 社債の決算日後の償還予定額は以下のとおりであります。

1年内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
45,000	45,000	45,000	20,000	20,000

(2) 長期借入金の決算日後の返済予定額は以下のとおりであります。

1年内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
288,444	223,744	218,744	132,188	50,716

当事業年度（平成24年3月31日）

附属明細表「社債明細表」「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 98
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 1,599
付与日	平成19年1月30日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。新株予約権者が死亡した場合、相続は認められない。 その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	平成21年1月31日～平成26年1月30日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	平成19年ストック・オプション
権利確定前	
前事業年度末(株)	1,170
付与(株)	—
失効(株)	66
権利確定(株)	—
未確定残(株)	1,104
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

② 単価情報

	平成19年ストック・オプション
権利行使価格（円）	50,000
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

2. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
繰延税金資産		
欠損金	33,112千円	—
ポイント引当金	24,837千円	28,267千円
棚卸資産評価損	8,781千円	7,621千円
未払事業税	—	3,938千円
その他	1,794千円	4,656千円
繰延税金資産合計	68,525千円	44,483千円
繰延税金負債		
未収還付事業税等	1,730千円	—
差額負債調整勘定	—	431千円
繰延税金負債合計	1,730千円	431千円
繰延税金資産の純額	66,795千円	44,052千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
法定実効税率	—	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.3%
住民税均等割等	—	0.5%
留保金課税	—	4.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額	—	2.2%
修正	—	—
その他	—	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	47.8%

(注) 前事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率のとの間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,188千円減少し、法人税等調整額が3,188千円増加しております。

(持分法損益等)

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品別の営業部を置き、各営業部は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社の報告セグメントは、当社が取り扱う商品の種類・性質・市場等に基づくセグメントから構成されており、「カメラ事業」、「時計事業」、「筆記具事業」及び「自転車事業」の4区分を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

事業区分	主要商品
カメラ事業	デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ、周辺機器等の中古及び新品商品
時計事業	中古腕時計、新品腕時計
筆記具事業	中古万年筆、新品万年筆・文具・革小物等
自転車事業	自転車車体、フレーム、パーツ、小物類等の中古及び新品商品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共用資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき、各報告セグメントへ配分しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
 当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	財務諸表計 上額 (注) 2
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,205,991	2,497,727	199,717	168,696	10,072,132	—	10,072,132
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	7,205,991	2,497,727	199,717	168,696	10,072,132	—	10,072,132
セグメント利益又は 損失(△)	500,157	47,135	13,166	△33,076	527,383	△315,588	211,794
セグメント資産	1,359,879	695,319	81,959	72,634	2,209,792	601,012	2,810,805
その他の項目							
減価償却費	26,099	11,595	2,495	2,967	43,158	12,018	55,177
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	235	249	233	—	717	99,341	100,059

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額△315,588千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理統括部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額601,012千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
 - (3) 減価償却費の調整額12,018千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	鈴木 慶	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接 46.2 間接 8.0	債務被保証	仕入先会社 への債務保 証	216,734	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件等の決定方針

加賀ハイテック㈱、キヤノンマーケティングジャパン㈱、㈱浅沼商会他3社に対する仕入債務について、債務保証を受けております。なお、債務保証に対する担保の差入、保証料の支払はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	168.72円	1株当たり純資産額	178.76円
1株当たり当期純利益金額	7.47円	1株当たり当期純利益金額	15.05円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	37,357	75,228
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	37,357	75,228
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000	5,000,000

3. 当社は平成24年8月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年4月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	16,871.80円
1株当たり当期純利益金額	747.16円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、当事業年度の貸借対照日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	16,871.80円
1株当たり当期純利益金額	747.16円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(株式分割)

当社は、平成24年8月2日開催の取締役会決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

株式分割の内容

平成24年8月23日をもって普通株式1株につき100株に分割します。

(1) 分割により増加する株式数

普通株式 4,950,000株

(2) 分割方法

平成24年8月22日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割します。

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

当該変更に伴う当第2四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。その内容は、2ヶ月の間で同行に入金される当社売掛金のうち、同行規定の掛け目(80%)を乗じた金額で、400,000千円を限度として貸出を行うものであります。

当第2四半期会計期間末におけるコミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当第2四半期会計期間 (平成24年9月30日)	
コミットメントの総額	400,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	300,000千円

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
給与手当	292,615千円
支払手数料	163,439千円
地代家賃	93,487千円
販売促進費	86,656千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
現金及び預金勘定	246,440千円
現金及び現金同等物	246,440千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	25,000	500	平成24年3月31日	平成24年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	四半期 損益計算書 計上額
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,154,737	1,300,920	99,377	109,538	5,664,573	—	5,664,573
計	4,154,737	1,300,920	99,377	109,538	5,664,573	—	5,664,573
セグメント利益又は損失 (△)	309,818	29,969	△496	△13,153	326,137	△167,001	159,135

(注) セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書上の営業利益であります。各報告セグメントへの配分が困難な本部人件費等の一般管理費167,001千円については調整額としております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	19.62円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	98,078
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	98,078
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成24年8月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	124,823	3,864	—	128,688	37,880	6,570	90,807
工具、器具及び備品	126,447	6,582	3,083	129,946	102,989	13,668	26,957
有形固定資産計	251,271	10,447	3,083	258,635	140,869	20,238	117,765
無形固定資産							
ソフトウェア	159,787	89,612	100,460	148,940	38,956	33,069	109,983
ソフトウェア仮勘定	—	87,104	87,104	—	—	—	—
無形固定資産計	159,787	176,716	187,564	148,940	38,956	33,069	109,983
長期前払費用	12,302	516	—	12,819	10,164	1,868	2,654
繰延資産							
社債発行費	4,050	—	—	4,050	2,011	809	2,038
繰延資産計	4,050	—	—	4,050	2,011	809	2,038

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 新E Cサイト関連 87,104千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
シュッピン(株)第3 回無担保社債	平成21年 3月31日	75,000	50,000 (25,000)	1.11	—	平成26年 3月31日
シュッピン(株)第4 回無担保社債	平成22年 12月27日	100,000	80,000 (20,000)	0.86	—	平成27年 12月25日
合計	—	175,000	130,000 (45,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
45,000	45,000	20,000	20,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	200,000	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	288,444	312,904	1.64	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	625,392	584,558	1.62	平成25年～29年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,013,836	1,097,462	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均金利を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
284,904	172,148	90,676	36,830

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	130	119	—	—	250
ポイント引当金	61,039	443,811	408,702	21,779	74,368

(注) ポイント引当金 当期減少額 その他については、有効期限（最終利用日から2年間）を経過し、失効したポイントの戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	40,751
預金	
普通預金	340,234
合計	380,985

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
三井住友カード(株)	187,738
(株)ジェーシービー	111,974
ユーシーカード(株)	70,934
(株)オリエントコーポレーション	48,592
楽天カード(株)	47,074
その他	120,861
合計	587,177

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
435,815	6,947,165	6,795,803	587,177	92.0	26.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額 (千円)
カメラ	616,953
時計	473,808
筆記具	54,911
自転車	52,678
合計	1,198,352

④ 貯蔵品

区分	金額 (千円)
用度品他雑品	857
合計	857

⑤ 差入敷金保証金

区分	金額 (千円)
キヤノンマーケティングジャパン(株)	70,757
株ぶんしえ	69,612
野村不動産(株)	40,841
東京法務局	31,000
三井不動産(株)	23,077
その他	33,424
合計	268,713

⑥ 買掛金

相手先	金額 (千円)
加賀ハイテック(株)	127,090
キヤノンマーケティングジャパン(株)	36,771
ライカカメラジャパン(株)	30,654
ペンタックスリコーイメージング(株)	27,242
(株)浅沼商会	25,312
その他	92,446
合計	339,518

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料 (注) 1
公告掲載方法	電子公告により行う。 http://www.syuppin.co.jp/top.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格単価(円)	移動理由
平成23年9月28日	水上 喜文	東京都文京区	当社の元取締役	りそなキャピタル2号投資事業組合 業務執行組合員 りそなキャピタル株式会社 代表取締役社長 嶋田 昌美	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	1,000	35,000,000 (35,000)	売却人の事情
平成23年12月22日	水上 喜文	東京都文京区	当社の元取締役	信金キャピタル二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 信金キャピタル株式会社 代表取締役 服部 秀樹	東京都中央区日本橋二丁目3番6号	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	3,000	105,000,000 (35,000)	売却人の事情
平成24年3月24日	鈴木 慶	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	奥田 留美	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社の取締役)	25	875,000 (35,000)	経営意識の高揚
平成24年3月24日	鈴木 慶	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	小野 尚彦	東京都江東区	特別利害関係者等(当社の取締役)	25	875,000 (35,000)	経営意識の高揚
平成24年3月24日	鈴木 慶	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	米田 康宏	神奈川県横浜市旭区	特別利害関係者等(当社の取締役)	25	875,000 (35,000)	経営意識の高揚
平成24年6月25日	鈴木 慶	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	シュッピン社員 持株会 理事長 大野 亨	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	当社の従業員持株会	85	1,487,500 (17,500)	インセンティブの付与

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成22年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 水上喜文は、平成23年3月31日に当社取締役を退任しております。

4. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- (1) 平成23年9月28日譲渡
第三者により算定された価格であります。ディスカウントキャッシュ・フロー方式及び上場類似業種批准方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
 - (2) 平成23年12月22日譲渡
第三者により算定された価格であります。ディスカウントキャッシュ・フロー方式及び上場類似業種批准方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
 - (3) 平成24年3月24日譲渡
平成23年9月28日、平成23年12月22日の算定結果及び取引実績を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
 - (4) 平成24年6月25日譲渡
従業員への福利厚生を目的とし、直近（平成24年3月24日譲渡）の取引実績を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 平成24年8月2日開催の取締役会決議により、平成24年8月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鈴木 慶 ※2, 3	東京都港区	2,308,400 (8,400)	45.20 (0.16)
前川 正美 ※2, 4	東京都武蔵野市	404,200 (4,200)	7.91 (0.08)
株式会社マップグループ ※2, 6	東京都渋谷区代々木二丁目5番5号	400,000	7.83
日本アジア投資株式会社 ※2	東京都千代田神田錦町三丁目11番地	320,000	6.27
SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合 ※2	東京都港区六本木一丁目6番1号	300,000	5.87
安田企業投資3号投資事業有限責任組合 ※2	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	300,000	5.87
信金キャピタル二号投資事業有限責任組合※2	東京都中央区日本橋二丁目3番6号	300,000	5.87
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 ※2	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	200,000	3.92
りそなキャピタル2号投資事業組合 ※2	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	100,000	1.96
ジャイク・インキュベーション2号投資事業有限責任組合 ※2	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	80,000	1.57
投資事業組合オリックス11号 ※2	東京都港区浜松町二丁目4番1号	80,000	1.57
投資事業組合オリックス10号	東京都港区浜松町二丁目4番1号	60,000	1.17
山崎 聡	東京都杉並区	40,000	0.78
鱈川 真市	東京都葛飾区	40,000	0.78
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	20,000	0.39
シュッピン社員持株会	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	8,500	0.17
小野 尚彦 ※4	東京都江東区	8,500 (6,000)	0.17 (0.12)
米田 康宏 ※4	神奈川県横浜市旭区	7,300 (4,800)	0.14 (0.09)
小野 滋之 ※7	東京都国分寺市	6,000 (6,000)	0.12 (0.12)
田邊 昭仁 ※7	東京町田市	6,000 (6,000)	0.12 (0.12)
坂本 維賢 ※7	東京都狛江市	6,000 (6,000)	0.12 (0.12)
永富 悦史 ※7	東京都日野市	4,800 (4,800)	0.09 (0.09)
遠藤 直仁	東京都葛飾区	4,000	0.08

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
柿谷 義郎	三重県度会郡南伊勢町	4,000	0.08
倉重 英樹	神奈川県横浜市港北区	4,000	0.08
斎藤 嘉信	東京都八王子市	4,000	0.08
富村 隆一	神奈川県横浜市鶴見区	4,000	0.08
中根 滋	神奈川県横浜市中区	4,000	0.08
根田 靖子	東京都世田谷区	4,000	0.08
畑尾 和成 ※5	東京都墨田区	4,000	0.08
林 秀美	福岡県北九州市八幡東区	4,000	0.08
山科 光男 ※5	埼玉県さいたま市浦和区	4,000	0.08
吉岡 睦子	東京都港区	4,000	0.08
高野 健 ※7	神奈川県横浜市青葉区	3,600 (3,600)	0.07 (0.07)
保科 恵 ※7	東京都墨田区	3,600 (3,600)	0.07 (0.07)
木島 教悦 ※7	千葉県市川市	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
木村 昌之 ※7	埼玉県さいたま市南区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
町筋 明子 ※7	東京都中野区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
奥田 留美 ※4	東京都豊島区	2,500	0.05
木下 良二 ※7	東京都杉並区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
濱田 雄一 ※7	東京都世田谷区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
若松 実 ※7	東京都文京区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
渡辺 誠司 ※7	東京都八王子市	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
時田 康弘 ※7	東京都目黒区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
田島 浩一郎 ※7	東京都小金井市	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
関場 剛 ※7	東京都東大和市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
角 洋志 ※7	埼玉県越谷市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
齋藤 仁志 ※7	東京都墨田区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
池田 勝也 ※7	東京都練馬区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
菅沼 実 ※7	埼玉県新座市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
宮澤 舞子 ※7	東京都東久留米市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
鎧澤 龍一 ※7	神奈川県横浜市南区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
兵頭 康臣 ※7	東京都渋谷区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
川村 洋太 ※7	東京都調布市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
磯浦 康洋 ※7	千葉県いすみ市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
小池 修 ※7	埼玉県さいたま市桜区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
宮崎 浩巳 ※7	東京都足立区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
田守 康英 ※7	東京都練馬区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
その他31名		10,800 (10,800)	0.21 (0.21)
計	—	5,107,100 (107,100)	100.00 (2.10)

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
4. 特別利害関係者等 (当社取締役)
5. 特別利害関係者等 (当社監査役)
6. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長により総株主の議決権の20%以上が所有されている会社)
7. 当社従業員
8. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月14日

シュッピン株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュッピン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュッピン株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月14日

シュッピン株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュッピン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュッピン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

平成24年11月14日

シュッピン株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高木 勇 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュッピン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュッピン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

平成24年11月14日

シュッピン株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高木 勇 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュッピン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シュッピン株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

